

令和6年度「新潟県犯罪被害者等支援推進計画」実施状況

県では、犯罪被害者等支援に関する県民理解の一層の推進を図り、総合的・計画的な支援施策を推進するため、犯罪被害者等支援における基本理念や県・県民・事業者・民間支援団体の責務、基本的施策等を定めた「新潟県犯罪被害者等支援条例（令和2年12月25日新潟県条例第48号）（以下「条例」という。）」を令和3年4月1日に施行しました。

条例第9条に基づき、「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）」を策定し、犯罪被害者等支援に関する様々な施策に取り組んでいるところですが、計画第1章6「実施状況の公表」に基づき、実施状況について公表します。

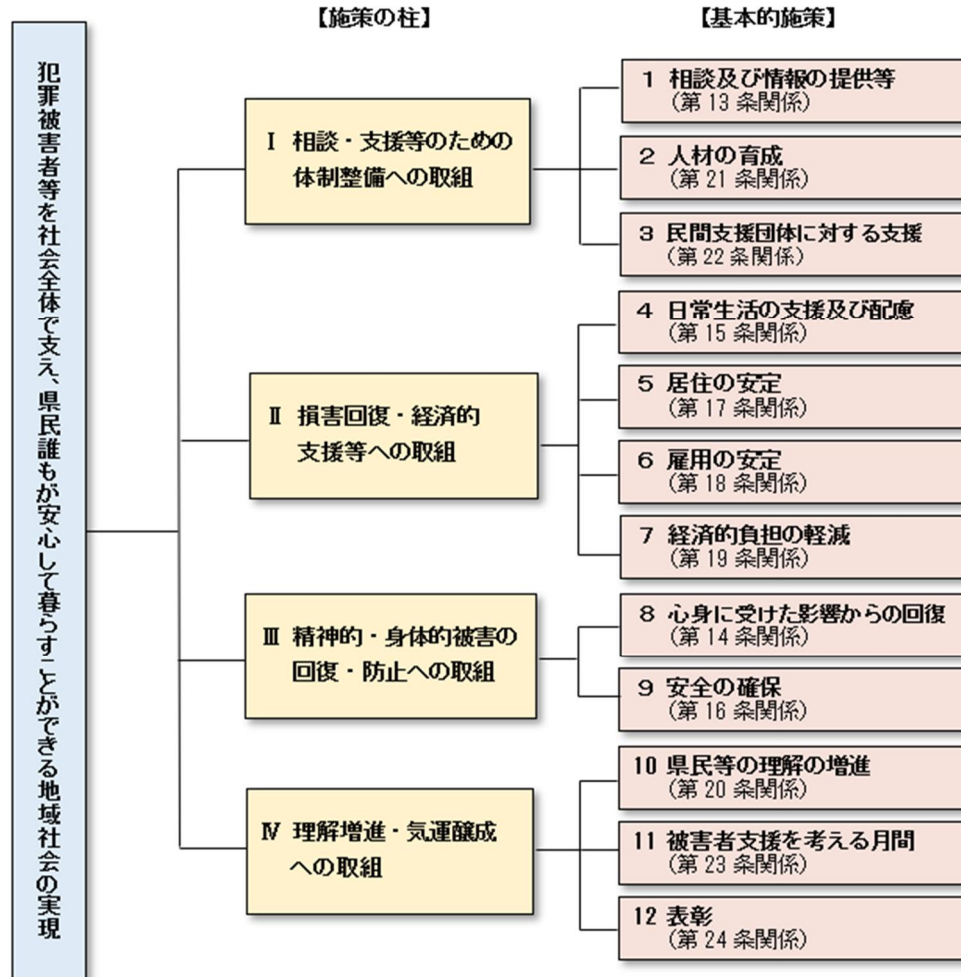
1 計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

(2) 施策体系

本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、条例（第2章第13条～第24条）において定めた「基本的施策」を、取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付けています。



2 施策の実施状況

令和6年度の実施状況、今後の取組は、以下のとおりです。

施策の柱1 相談・支援等のための体制整備への取組

【基本的施策1】 相談及び情報の提供等（第13条関係）

- 犯罪被害者等が直面する様々な問題に対し、適切に相談を受けることができるよう、県・県警等が連携し相談体制の充実を図るほか、適切な支援を受けることができるよう、必要とする情報の提供等に取り組みました。
- 犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う相談窓口（総合的対応窓口）において、支援のニーズや抱える問題の把握と、必要な支援や情報の提供を行うほか、犯罪被害者等早期援助団体として指定している「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、事件発生直後から、被害者等への相談・支援等を行いました。

<令和6年度 実績>

- ・「犯罪被害者等支援総合窓口」
相談実績：10件
- ・「(公社)にいがた被害者支援センター」活動実績
電話相談：508件
面接相談：28件
直接支援：139件
自助グループ開催：6回（25名参加）
- ・「性暴力被害者支援センターにいがた」活動実績
電話相談：750件
面接相談：38件
直接支援：99件

- 市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例（特化条例）の制定に向け、働きかけを行いました。

<令和6年度末>

- ・犯罪被害者等支援に特化した条例制定市町村数 21市町村

- 様々な相談や手続などを記録することで、少しでも負担の軽減等につながり、生活の再構築の一助となるよう作成した犯罪被害者等支援ノート「ひまわり」を被害者等へ配付しました。

【犯罪被害者やそのご家族、ご遺族のためのノート「ひまわり」】



A5版リングファイル形式

- 今後も犯罪被害者等が、必要な支援を途切れなく受けることができるよう、被害者等の置かれている実情に応じた相談対応や情報提供等に取り組んでまいります。

【基本的施策2】 人材の育成（第21条関係）

- 犯罪被害者等が必要とする支援は多岐に渡り、また、無理解や配慮に欠けた言動等により、二次的被害を生じさせることがないように、支援に従事する職員等が、被害者等の置かれている状況や心情を理解し、十分な配慮のもとで行う必要があることから、研修会等の充実に努めました。
- 市町村における犯罪被害者等支援総合的対応窓口で対応する職員のスキルアップを図るため、県内2か所で担当者会議を開催し、事例演習を交えた研修を行いました。

【市町村担当者研修の様子】



- 支援に従事する職員等は、被害者等の感情を受け止めることにより、心身に不調が出る（代理受傷）可能性もあることから、採用後間もない警察官を対象とした研修をはじめ、様々な機会を通じ、代理受傷の防止に向けた周知・啓発に取り組みました。
- 引き続き、被害者等支援に関わる関係者が、広く必要な知識を身につけ、被害者等が直面する様々な問題に適切に対応できるよう、支援体制の充実に繋がる人材の育成に取り組んでまいります。

【基本的施策3】 民間支援団体に対する支援（第22条関係）

- 被害者等支援に適切かつ効果的に取り組むため、被害者等支援施策の推進に中心となり取り組む民間支援団体である、（公社）にいがた被害者支援センターと、県、警察本部で構成する「新潟県犯罪被害者等支援調整会議」を定期的で開催し、広報・啓発等に関する検討や情報共有を図りました。
- 民間支援団体における安定した財政基盤の確立に向けた支援として、「被害者支援自動販売機の設置」について、関係機関に協力依頼を行うなど、設置の促進を図るとともに、「ホンデリング」(*)活動にも取り組みました。

(*) 寄贈した書籍等の売却代金が、民間支援団体に寄附され、犯罪被害者等の支援活動に役立てられるプロジェクト。

<令和6年度 実績>

- ・ 被害者支援自動販売機
寄附額：9,156,957円（令和7年3月末現在県内に167台設置）
- ・ ホンデリング
247点 5,619円

- 今後も、民間支援団体が効果的に犯罪被害者等支援を推進することができ、被害者等に途切れない支援を提供できるよう、関係機関等に対し、民間支援団体との連携・協力を働きかけるとともに、その活動に関して広く周知を図ってまいります。

施策の柱2 損害回復・経済的支援等への取組

【基本的施策4】 日常生活の支援及び配慮（第15条関係）

- 被害者等から同意を得て、警察から犯罪被害者等早期援助団体へ被害者等に関する情報を提供することにより、被害者が必要とする支援への速やかな対応や、被害状況を繰り返し説明することによる被害者の精神的負担軽減を図りました。

<令和6年度実績>

- ・警察から早期支援団体への情報提供件数 18件

- 犯罪被害者等が、生活を再構築し、安心して日常生活を営むことができるよう、それぞれの実情に応じた生活支援や精神的負担の軽減等を行うため、犯罪被害者等早期援助団体((公社)にいがた被害者支援センター)による裁判所・病院・警察等への付添い、生活支援等を行いました。
- 警察において、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、指定被害者支援要員として指定を受けた警察官による付添い支援等を行いました。

<令和6年度実績>

- ・指定被害者支援要員による支援
指定人数 797人、支援実施件数 567件

- 被害者等が被害前の平穏な生活に少しでも近づけるよう、今後も日常生活を支えるためのきめ細やかな支援や様々な配慮に取り組み、必要な施策を推進します。

【基本的施策5】 居住の安定（第17条関係）

- 犯罪被害者等が、犯罪被害の影響により、これまで住んでいた住居に引き続き居住することが困難になった場合等、中長期的に居住可能な住居や、一時的な避難場所を確保できるよう、県営住宅の入居者選考において、犯罪被害者等及びDV被害者を優先的に取り扱うとともに、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるよう配慮したほか、女性福祉相談センターにおいて、要保護女子及び暴力被害者の一時保護を行いました。
- 加害者又はその関係者から危害を加えられる恐れがあることから、被害直後に一時的に避難する必要がある犯罪被害者等の宿泊施設の宿泊料を負担しました。

- 今後も継続的に制度の周知等を図るとともに、被害者等のそれぞれの状況に応じた支援が行えるよう、取り組んでまいります。

【基本的施策6】 雇用の安定（第18条関係）

- 犯罪被害者等は、その被害等により従前通りの就労ができず、雇用関係の維持に支障を来すこともあり、新たに職に就こうとしても、様々な事情から難しい場合も多いことから、ひとり親家庭や若年者等の就業に向けた支援や職業訓練など、就労に繋がる様々な施策に取り組み、きめ細かなサービスの提供に努めました。
- 引き続き、犯罪被害者等が必要とする就労支援の推進、事業者の理解促進に努めてまいります。

【基本的施策7】 経済的負担の軽減（第19条関係）

- 犯罪被害者等は、被害直後から長期にわたり、予期しない様々な経済的負担を強いられるほか、生計維持者を失うなど、経済的な困窮に陥る場合があることから、被害者等が利用できる様々な経済的負担を軽減するための給付制度や貸付制度などの支援施策の充実に努めるとともに、制度に関する情報の提供を行いました。
- 主な取組として、犯罪被害者等への見舞金の支給に取り組む市町村を支援するため、「犯罪被害者等見舞金支給事業補助金」事業に取り組み、令和6年度末までに27市町村が事業を開始しました。

<令和6年度実績>

- ・新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金：申請件数20件

- 警察において、犯罪被害を受け、医療機関を受診した際の診察料等について、公費負担を行いました。

<令和6年度実績>

- ・警察における医療費公費負担支出件数：119件

- 犯罪被害給付金や見舞金支給事業補助金など、被害者等支援に特化した事業のほか、犯罪被害者等も利用できる支援制度を活用し、被害者等がそれぞれのニーズに応じた制度を利用できるよう、引き続き、情報の提供や利用の助言等を行ってまいります。

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

【基本的施策8】 心身に受けた影響からの回復（第14条関係）

- 犯罪被害者等は、犯罪等による負傷や、精神的なショックなどから、様々な心身の変調が被害直後から中長期的に現れることもあり、それぞれの状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- 主な取組として、警察職員の犯罪被害者等カウンセラーによるカウンセリングや捜査手続への付添いなどの、被害直後の支援を行いました。

<令和6年度 実績>

- ・警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）によるカウンセリング等の実績：34名80回実施

- 性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口である「性暴力被害者支援センターにいがた」では、性暴力・性犯罪被害者に寄り添い、警察等への付添いを行うなど、心身の回復に向けた必要な支援を行いました。
- 犯罪被害者等が、それぞれの心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるよう、引き続き、関係職員の理解促進とスキルアップを図るとともに、関係機関等と連携した支援を継続します。

【基本的施策9】 安全の確保（第16条関係）

- 犯罪被害者等が抱える、再被害や二次的被害の恐怖や不安を軽減し、安全を確保するため、再被害を受ける恐れのある被害者等について、適正な保護措置等を実施するとともに、新たに認知した再被害の恐れのある被害者等の要望に応じて、早期に組織的保護体制を確立するなどの保護措置を行いました。

<令和6年度 実績>

- ・暴力団等からの保護対策の実績：36件（継続19件、新規17件）

- また、女性福祉センターにおける一時保護や、被害少年に配慮した捜査活動や支援活動など、保護対策に取り組みました。
- 犯罪被害者等に関する報道に関して、被害者等の人権や安全に配慮した適切な発表内容となるよう、二次的被害の防止に努めました。
- 引き続き、犯罪被害者等の安全を確保するために必要な施策の推進に取り組みます。

施策の柱 4 理解増進・気運醸成への取組

【基本的施策 10】 県民等の理解の増進（第 20 条関係）

- 犯罪被害者等支援を推進するためには、県民や事業者の理解・協力が不可欠であり、支援に向けた気運が高まるよう広報・啓発等を一層強化していく必要があることから、被害者支援を考える月間（11 月）における集中的な取り組みに加え、民間企業と連携・協力した広報・啓発活動を実施しました。
- 中学生、高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めました。

参加した生徒からは、「被害者の方達が社会復帰をしていくためには、周囲の支えが必要だと分かった。また、人を傷付ける事は絶対にせず、自分の発言と行動に責任を持っていきたい」、「命の大切さを考えるきっかけになった。一人ひとりが誰かの大切な存在であり、自分も周りの人も大切にしていきたい」などの感想が寄せられており、被害者を思いやる意識の醸成等が図られました。

<令和 6 年度 実績>

「命の大切さを学ぶ教室の開催状況」

開催回数：11 回

中学 4 校、高校 5 校、地域団体 2 団体
約 2,400 人が参加

【「命の大切さを学ぶ教室」の様子】



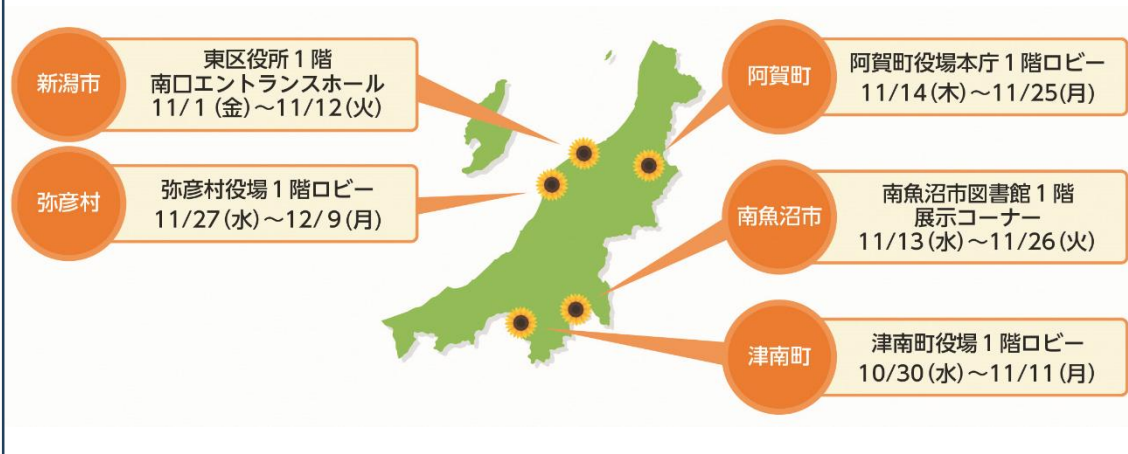
- 引き続き、県民等理解の一層の増進に繋がる広報・啓発等に取り組み、支援に向けた気運が高まるよう努めてまいります。

【基本的施策 11】 被害者支援を考える月間（第 23 条関係）

- 条例第 23 条において、毎年 11 月を「被害者支援を考える月間」と定め、市町村、関係機関等と連携し、集中的な広報啓発事業に取り組み、犯罪被害者等支援に対する県民理解の一層の増進に努めました。
- 主な取組として、「新潟県縦断パネル展」を県内 5 市町村で開催し、広く来場者から被害者に寄り添うメッセージをいただいたほか、「犯罪被害者支援フォーラム」を開催し、アンケートでは、来場者の 97%から「非常に有意義・有意義」であったとの回答を得るなど、被害者支援への関心、理解促進に繋がりました。

<令和 6 年度 実績>

「新潟県縦断パネル展の開催状況」



＜令和6年度 実績＞

「犯罪被害者支援フォーラムの開催状況」

令和6年11月30日(土) 13:30～16:15 新潟市江南区文化会館

[プログラム]

- ・ 犯罪被害者等支援功労知事表彰
- ・ 手記朗読
- ・ 基調講演

「性暴力被害の現状と法律～被害をなくすために私たちは何をすべきか」

講師 上谷 さくら 氏

- ・ 県警音楽隊ミニコンサート

【「犯罪被害者支援フォーラム 2024 in にいがた」の様子】



- 犯罪被害者等支援を推進するためには、県民や事業者の理解・協力が不可欠であり、支援に向けた気運が高まるよう広報・啓発等を一層強化していく必要があることから、関係機関等と連携・協力した広報・啓発活動を実施しました。

【民間企業との連携による街頭広報・パネル展】



- 引き続き、犯罪被害者等支援への理解や関心が県内全域に浸透するよう、県民理解の促進に向けた活動に努めてまいります。

【基本的施策 12】 12 表彰（第 24 条関係）

- 条例第 24 条に基づき、長年、犯罪被害者等支援に尽力した個人・団体等を表彰し、これまでの功績に敬意を表するとともに、支援従事者等の活動意欲の高揚や支援団体等の知名度・信頼度の向上を図りました。「被害者支援フォーラム」において表彰式を行い、受賞された方の活動内容等を広く県民へ周知し、被害者等支援に関する理解促進を図りました。

<令和 6 年度 表彰者>

- 個人 2名

金子 英明 氏 税理士
元(公社)にいがた被害者支援センター監事

丹羽 正夫 氏 新潟大学法学部教授
(公社)にいがた被害者支援センター理事
新潟県被害者支援連絡協議会顧問

- 団体 1団体

一般社団法人 新潟県医師会



- 犯罪被害者等への様々な支援施策を推進する上で、個人や団体等によるボランティア活動や事業者等による社会貢献活動などの取組は不可欠であることから、県内全域に被害者支援の輪が広がるよう、引き続き気運醸成に努めてまいります。

【具体的施策】の実施状況

具体的施策ごとの実施状況は、別添一覧のとおりです。

別添一覧

【具体的施策の実施状況】

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	1 相談及び情報の提供等	1	犯罪被害者等に対する総合的な支援	○「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置 *R6相談実績：10件 ○必要に応じて関係機関との情報共有を図り、適切な支援に繋げた	○「犯罪被害者等支援総合窓口」として、必要な支援や情報の提供を行うほか、関係機関・団体等への連絡・調整を行い、適切な支援に繋げる	総務部
				○犯罪被害者支援室において、各警察署及びにいがた被害者支援センターなど関係機関と連携を図り直接的な支援活動を推進した	○事案発生や被害者等の要望が生じた場合にに応じて迅速かつ適切に対応する	警察本部
		2	市町村における総合的対応窓口の周知等	○民間企業と連携した広報活動等を通じ、相談窓口等の周知に取り組んだ ○犯罪被害者等支援施策の取組状況等を市町村と共有するなど、情報共有を図った	○市町村総合的対応窓口について、県HP等での情報発信を行う ○施策の策定や実施に必要な情報を随時提供し、市町村における犯罪被害者等支援の充実に努める	総務部
				○犯罪被害者支援ノート「ひまわり」、支援従事者向け「犯罪被害者等支援ハンドブック」等による情報提供	○被害者等が必要な支援が受けられるよう、制度の周知を図る	総務部
		3	被害回復等のための援助に関する情報の提供	○情報提供に至る事案の発生がなく、R6年度に制度の利用実績はなかった	○支援対象となる被害者等を把握した都度、漏れなく情報を提供する	警察本部
				○県HP「新潟県の人権」内で相談窓口について発信	○様々な媒体を使用した情報発信を行う	福祉保健部
		5	被害者向けの支援ノートの作成・配布	○犯罪被害者支援ノート「ひまわり」を関係機関等を通じ配付 *配付先：市町村、(公社)にいがた被害者支援センター、性暴力被害者支援センターにいがた、県警察 など	○ノート「ひまわり」について、県HP等での周知を図るとともに、県警察及び関係団体と連携し、随時配布する	総務部
				*にいがた被害者支援センター活動実績 ・電話相談：1,258件 ・面接相談：66件 ・付添い、生活支援などの直接支援：238件 ・自助グループ開催：6回(25名参加)	○「にいがた被害者支援センター」に業務を委託し、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援等を適切に実施する	警察本部
		7	指定被害者支援要員による支援	○各警察署の実情に応じて指定被害者支援要員を配置し対象事件の被害者に対して適切な支援を行った *指定人員：上半期797名、下半期803名	○各警察署の情勢の変化に応じて指定要員の配置を行う *指定人員：779人(R7.4月現在)	警察本部
○手引(身体犯用)の改訂を行った *主な改訂点 ・刑事手続に関する相談窓口の追記 ・他機関の制度・相談窓口の追記(矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度)	○法律や制度等の変更に応じた掲載内容の見直しを行う			警察本部		
9	死傷者多数事案発生時における支援	○R6年度中、死傷者多数事案の発生はなかった	○早期に支援体制を確立するために死傷者多数事案対応マニュアル等の整備、改訂を行う	警察本部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	1 相談及び情報の提供等	10	交通事故に関する相談対応	○面接による相談32件、電話による相談191件の合計223件の交通事故相談を実施 * 主な相談内容 ・賠償額の算定、過失割合等	○長岡及び上越地域振興局における巡回相談も含め、適切に相談業務を実施する ○必要な方へ相談所の情報が確実に届くよう、広報を実施する	総務部
		11	交通事故被害者への支援	○交通事故被害者等から損害賠償関係・示談関係等、交通事故に伴う相談に対応し、交通事故被害者等の経済的、精神的負担を軽減するため、安協会館に交通事故相談所を開設した ○同相談所について新潟県安全協会ホームページに事業掲載し、周知を図った	○交通事故被害者への支援を推進するため、交通事故に関する相談対応や関係機関・団体との連携・情報提供等を行う	警察本部
		12	捜査情報の適切な提供	○R6年度中は、約530件の被害者連絡対象事件について、被害者の手引きを活用し、被害者のニーズに応じた情報提供を実施した。また要望に応じて被害者支援団体等への紹介・引き継ぎも早期に実施した	○被害者連絡制度対象の全事件について、被害者のニーズに応じた情報提供を実施する	警察本部
		13	犯罪被害者等への訪問・連絡活動	○地域警察官による訪問・連絡活動を希望した被害者又はその保護者に対し活動を実施	○担当課と情報共有し、緊密な連携を図る ○事件の発生・被害状況を踏まえ、被害者から訪問・連絡の要望があった場合は、要望・相談・苦情等を聴取し、適切な対応に努める	警察本部
		14	再被害防止に向けた保護対策	○R6年度中は、再被害防止要綱に基づき指定された対象者について適正な保護措置、更新等の手続きを実施した。また新たに認知した再被害の恐れのある者の要望に応じて、早期に組織的保護体制を確立し、保護措置を実施した	○再被害防止対象者の適切かつ組織的な保護対策を実施する	警察本部
		15	児童虐待に関する相談及び一時保護	○児童福祉司及び市町村要保護児童対策調整機関の担当者に対する研修を実施した ○国等の研修専門機関の専門的な研修に児童相談所職員を派遣した ○中央福祉相談センターに市町村支援専任児童福祉司やヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村等への支援を強化した ○児童相談所及び一時保護所の第三者評価を実施し、支援の質の向上を図った ○SNSを活用した相談体制を構築し、子どもや家庭からの相談に応じた ○システムにより、児童相談所で扱う児童情報及び一連の相談支援業務を一括管理・共有した ○国の「児童虐待防止対策総合強化プラン」に基づき、児童相談所の人員体制を拡充した ○一時保護施設等に意見表明支援員を派遣し、子どもの意見表明の機会を確保した	○市町村及び児童相談所職員への研修を実施する ○中央福祉相談センターに市町村支援専任児童福祉司やヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村等への支援を実施する ○児童相談所及び一時保護施設の第三者評価の実施により支援の質の向上を図る ○SNSを活用して、子どもや家庭からの相談に応じる ○システムにより、児童相談所で扱う児童情報及び一連の相談支援業務を一括管理・共有する ○一時保護施設等に意見表明支援員を派遣し、子どもの意見表明の機会を確保する	福祉保健部
16	被害少年の保護対策	○被害少年に配慮した捜査活動や支援活動 ○職員の支援技術向上のための研修参加や資格取得 ○各学校やSNS等での犯罪被害防止広報活動	○被害少年への支援及び支援に関する広報・啓発活動等を実施する	警察本部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管		
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画			
1	相談支援等の体制整備	1	相談及び情報の提供等	17	スクールカウンセラー制度の運用	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒等の相談対応を行える体制を整備した	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒等の相談対応を行える体制を整備する	教育庁
				18	スクールソーシャルワーカー制度の運用	○スクールソーシャルワーカーを教育事務所に7名、生徒指導課に5名配置し、要請に応じて派遣した。また、県立定時制通信制高校について、週2回もしくは月1回配置した。	○スクールソーシャルワーカーを教育事務所に7名、生徒指導課に5名配置し、要請に応じて派遣した。また、県立定時制通信制高校について、週1回もしくは月1回配置している。	教育庁
				19	いじめ等の相談に関する解決に向けた支援	○相談窓口（電話、メール、SNS）の設置・運営 ○児童生徒に相談窓口（電話、メール、SNS）に関するカード、リーフレットを配付し、周知を図った	○相談窓口（電話、メール、SNS）の設置・運営 ○児童生徒に相談窓口（電話、メール、SNS）に関するカード、リーフレットを配付し、周知を図る	教育庁
				20	不登校児童生徒に対する支援	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪等の被害に遭った不登校児童等に対し相談支援を行える体制を整備した ○不登校対策スクールカウンセラーを35校に拡充配置し、不登校児童生徒に対して家庭訪問や校内教育支援センター訪問を行える体制を整備した	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪等の被害に遭った不登校児童等に対し相談支援を行える体制を整備する ○不登校対策スクールカウンセラーを中学校35校と小学校10校に拡充配置し、不登校児童生徒に対して家庭訪問や校内教育支援センター訪問を行える体制を整備する	教育庁
				21	女性相談支援センターにおける相談及び一時保護	○女性相談支援センターにおいて困難を抱える女性の相談対応を行った また困難な問題を抱える女性及び暴力被害者の一時保護を行った	○夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じる ○相談所内に設置される一時保護所で、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を一時保護する	福祉保健部
				22	ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策	○加害者に対する精神医学・心理学的アプローチ（精神科医等からのアドバイス及びカウンセリング講座の受講）の実施 ○被害者に対する携帯用緊急通報装置（ココセコム）の貸出し ○被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担	○精神医療機関等と連携を図り、ストーカー加害者に対するアプローチを積極的に実施し、再犯の抑止を図る ○事案内容に応じて被害者等に携帯用緊急通報装置を貸出し、早期に被害者保護を図る ○行政機関、宿泊事業者と連携し、被害者等の避難措置を徹底する	警察本部
				23	男女平等社会の形成を阻害する行為に関する相談対応	○「公益財団法人新潟県女性財団」へ「男女平等推進相談室」の運営を委託し、相談に対応 *R6相談実績：1,305件 ○必要に応じて関係機関を紹介し、適切な相談窓口につなげた	○「公益財団法人新潟県女性財団」へ「男女平等推進相談室」の運営を委託し、相談に対応する ○相談室を周知するための広報に取り組む	知事政策局
24	高齢者虐待防止に向けた取組	○虐待防止施策推進研修（地域振興局）：4圏域5回 ○虐待防止ネットワーク運営推進事業（地域振興局）：2圏域3回 ○養介護施設・事業所管理者等向けBPSD対応研修（県社会福祉士会に委託）：3回 ○高齢者権利擁護相談支援窓口の設置（県社会福祉士会に委託） *検討会調整：5件、電話相談調整：1件、研修企画へのアドバイザー派遣：0回 *専門職チームの派遣：5回 *処遇困難事例検討会の開催：「虐待対応ゼミ」と称した事例検討会を3回実施 *市町村又は地域包括支援センターが実施する事例検討会の助言者として専門職チーム員を派遣	○虐待防止施策推進研修（地域振興局） ○虐待防止ネットワーク運営推進事業（地域振興局） ○養介護施設・事業所管理者等向けBPSD対応研修（県社会福祉士会に委託）3回 ○高齢者権利擁護相談支援窓口の設置（県社会福祉士会に委託） *相談・調整窓口の設置 *専門職の派遣 *処遇困難事例検討会の開催	福祉保健部				

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	1 相談及び情報の提供等	24	高齢者虐待防止に向けた取組	<p>○新潟県社会福祉協議会に委託して、以下の事業を実施</p> <p>*市町村職員等を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度担当者研修会（R6.7.30）95名参加 ・市町村長申立推進研修会<基礎編>（R6.9.2）138名参加 ・市町村長申立推進研修会<応用編>（R6.9.3）44名参加 ・中核機関ネットワーク会議（R7.1.17）計43名参加 ・法人後見スタートアップ研修会（R6.11.15）45名参加 ・社会福祉法人による法人後見団体ネットワーク会議（R7.2.21）41名参加 <p>*市町村への助言・支援（各市町村の状況把握や専門職団体との意向調整、アドバイザー派遣、訪問検討会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 86回 <p>県内自治体職員や社協職員などからの、中核機関の整備状況や市町村長申立ての進め方などに係る随時の相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問検討会 34回 <p>対象市町村（長岡市、上越市、三条市、十日町市、村上市、佐渡市、魚沼市、胎内市、津南町、弥彦村、関川村）に対し、中核機関の機能拡充や権利擁護人材の養成等の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見訪問検討会 6回 <p>対象市町村（長岡市、燕市、刈羽村、関川村）に対し、法人後見事業実施に向けた意見交換や助言等を実施</p> <p>*専門職団体等との意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回（7月、3月）実施し、市町村における成年後見制度利用促進に向けた検討を行った <p>これらの取組を通じて、市町村における成年後見制度の必要性等について認識が深まり、計画策定や中核機関の設置が進んだ市町村もでてきたが、まだ取組が遅れている市町村もある</p>	<p>○新潟県社会福祉協議会に委託して、以下の事業を実施</p> <p>*市町村職員等を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度担当者研修会（7月9日開催予定） ・市町村長申立てに関する研修会<基礎編>（8月26日開催予定） ・市町村長申立てに関する研修会<応用編>（8月29日開催予定） ・中核機関ネットワーク会議（12月頃開催予定） ・法人後見スタートアップ研修会（10月21日開催予定） ・法人後見団体ネットワーク会議（2月頃開催予定） <p>*専門的支援アドバイザー・体制整備支援アドバイザーの配置及び相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内4か所程度の市町村に訪問し、市町村担当者や専門職団体との意見交換等を実施 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画のKPIである「担い手の確保・育成等の推進」を図るための検討会を実施 ・専門職団体等との意見交換会の実施 ・2回程度実施予定 	福祉保健部
				25	障害者虐待防止に向けた取組	

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	1 相談及び情報の提供等	26	性暴力・性犯罪被害者への支援	<p>○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により「性暴力被害者支援センターにいがた」を運営</p> <p>○性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や支援業務、警察等への付添い支援を実施(電話相談750件、面接相談38件、直接支援99件)</p> <p>○相談員の育成等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続研修(年12回延べ250人受講)、直接支援研修(年6回延べ140人受講) <p>○専用電話「#8891(はやくワンストップ)」24時間365日の相談体制により対応</p> <p>○相談窓口の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援カードの作成・配付(小・中校生)、LINE広告による性被害防止広報(高校生世代向け) ・新聞掲載、ラジオ広報、バス車内放送 ・SNSを活用した広告広報 ・「被害者支援を考える月間」でのパネル展示、リーフレット配付 	<p>○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設し、相談業務や支援業務、警察等への付添い、相談員の育成等を行うとともに、相談窓口の広報を実施する</p>	総務部
			性犯罪被害者等への支援	<p>○R6年度は120名の性犯罪指定捜査員を指定した</p> <p>○性犯罪被害者への対応について、対象の警察官に対して教養を実施した</p> <p>○R6.10月、性犯罪被害専門部会を開催することにより、関係機関との連携を図った</p>	<p>○適正捜査を推進し、性犯罪被害者に対する二次被害を防止する</p> <p>○性犯罪被害専門部会を開催し、引き続き関係機関との連携を図る</p>	警察本部
			性犯罪被害に関する相談対応	<p>○相談を受けたものについては適切に対応したうえ記録化し、引き続きの対応や事件化が必要なものについては関係所属に対して確実に引き継ぎを行った</p> <p>*相談件数：333件</p>	<p>○全国共通電話番号(＃8103/ハートさん)により、性犯罪被害に関する電話相談を受け付ける</p>	警察本部
			妊娠電話相談窓口	<p>○夜間の相談窓口として「にいがた助産師そうだん～赤ちゃん、子育て、妊娠、思春期、からだのこと～」を新潟県助産師会へ委託実施</p> <p>*R6年度相談実績：延べ375件</p>	<p>○新潟県助産師会へ委託し、相談窓口開設を継続する</p> <p>○相談窓口について、周知・啓発を図る</p>	福祉保健部
			暴力団犯罪被害者への支援	<p>○暴力団員等に関する相談対応を実施(120件)</p> <p>○弁護士相談費用助成についてはR6年中実績なし</p>	<p>○「暴力団犯罪被害者等支援窓口」として、相談対応や情報提供及び助言、指導を行う他、弁護士相談費用助成等を行い、適切な支援に繋げる</p>	警察本部
			暴力団等からの保護対策	<p>○暴力団員等を被疑者とする事件の被害者及び被害関係者に対して、被害を未然に防止する為、関係機関との連携を図り、携帯型緊急通報装置の貸出し等を行った</p> <p>*R6年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護対策実績：36件(前年から継続19件、新規17件) 	<p>○暴力団等からの危害の未然防止を図り、保護対象者の安全を確保するため、携帯型緊急通報装置の貸出しを行うほか、必要に応じて身辺警戒員による保護対策やパトロールを実施する</p>	警察本部
			自殺予防対策(こころの相談)	<p>○新潟県こころの相談ダイヤル(毎日24時間)開設</p> <p>*R6年度相談対応件数：9,564件(新潟市を除く)</p>	<p>○相談窓口の周知継続</p> <p>○関係機関との連携により、適切な関係機関等への支援につなげていく</p>	福祉保健部
			医療機能情報の提供	<p>○医療機能情報「医療情報ネット(ナビイ)」で公表した</p>	<p>○全国統一的な情報提供システム(医療情報ネット)により医療機能情報を公表</p>	福祉保健部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	1 相談及び情報の提供等	34	高次脳機能障害者への支援	<p>○高次脳機能障害相談支援センター及び保健所にて、高次脳機能障害に関する相談の対応及び家族教室等の開催等を行った</p> <p>○医療・福祉・保健等の関係職員を対象に、支援技術の向上や連携を図るために研修会を開催した</p> <p>*R6実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援：直接相談361件、間接相談417件 ・医療・保健・福祉関係職員研修：オンライン53名参加（オンデマンド配信 再生回数252回） ・圏域別支援従事者研修会：7圏域、263名参加 ・家族教室：2回 参加者延べ30名 ・家族のつどい：14回 参加者延べ85名 ・当事者のつどい：4回 参加者延べ30名 	<p>○高次脳機能障害相談支援センターの運営</p> <p>○高次脳機能障害に関する相談対応</p> <p>○家族教室等の開催</p> <p>○圏域別支援従事者研修会開催</p> <p>○高次脳機能障害支援養成研修会開催</p> <p>○高次脳機能障害支援拠点運営委員会実施</p>	福祉保健部
		35	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行った	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行う ○未実施市町村に対して働きかけを行う	福祉保健部
		36	ひとり親家庭等の就業等に向けた支援	○ひとり親家庭等就業・自立支援事業において、ひとり親家庭の父母等の自立に向けた相談を行った ○新潟・長岡・上越地域において来所相談ができる体制を整備した ○事業周知のためのリーフレットを作成し、広報・周知を図った	○ひとり親家庭等就業・自立支援事業において、ひとり親家庭の父母等の自立に向けた相談を行う ○新潟・長岡・上越地域において来所相談ができる体制を整備する ○事業周知のためのリーフレットを作成し、広報・周知を図る	福祉保健部
		37	個別労働関係紛争の解決促進に向けた取組	○県庁内の労働相談所において、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供を行った *R6年度相談実件数：1,797件	○県庁内の労働相談所における、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供	産業労働部
		38	若年者の就労に向けた支援	○若年者の就職促進を図るため、若年者ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、職業に関する情報提供やキャリアコンサルティング、セミナー等による就職活動支援、併設ハローワークにおける職業紹介など、総合的な支援を実施した	○若年者の就職促進のためのワンストップサービスセンターにおいて、若年求職者のキャリア形成を支援する	産業労働部
		39	若年者の就労に向けた情報提供	○県内企業の情報をウェブサイト「新潟企業情報ナビ」にて公開した *R6年度末公開企業数：約1,670社	○県内企業の情報をウェブサイト「新潟企業情報ナビ」にて公開	産業労働部
		40	私立専門学校生への支援	○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう、法令に基づき入学金及び授業料を減免し、経済的負担の軽減を図った	○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう、法令に基づき入学金及び授業料を減免し、経済的負担の軽減を図る	総務部
		41	消費者被害に関する相談対応	*消費生活相談：13,363件 *あっせん：1,153件（うち解決：1,065件）	○消費生活センターにおいて、契約トラブルや悪質商法等の消費者被害に関する相談対応や苦情処理のためのあっせん等を行う	総務部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	2 人材の育成	42	県や市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした研修等の実施	○犯罪被害者等支援推進に係る市町村担当者会議を県内2か所で開催し、「総合的窓口」としての研修を実施	○市町村担当会議等の開催等に合わせ、必要な研修を実施する	総務部
				○関係機関に対し積極的に講師を派遣するなどし、関係機関職員の被害者支援の理解の増進に貢献した。 * 主な活動 ・市町村担当者会議における講演 (R6.8.27、R6.8.30) ・新潟少年学院における在院者及び職員向けの訪問教養の実施 (R7.1.29)	○関係機関からの指導教養の要望がある都度、その要望に応じた活動を推進していく ○指導教養の必要性がある場合は、積極的に研修会等の開催を働きかける	警察本部
		43 (2)	市町村における総合的対応窓口の周知等【再掲】	○民間企業と連携した広報活動等を通じ、相談窓口等の周知に取り組んだ ○犯罪被害者等支援施策の取組状況等を市町村と共有するなど、情報共有を図った	○市町村総合的対応窓口について、県HP等での情報発信を行う ○施策の策定や実施に必要な情報を随時提供し、市町村における犯罪被害者等支援の充実に努める	総務部
		44	支援従事者向け手引の作成・配布	○犯罪被害者等が必要とする情報をまとめた「犯罪被害者等支援ハンドブック」をHPに掲出し、広く関係機関等に周知を図った	○「犯罪被害者等支援ハンドブック」について、市町村担当課長会議等において活用を推進し、支援の充実に努める	総務部
		45	代理受傷防止のための取組	○犯罪被害者等支援ハンドブック等において、被害者支援における代理受傷の留意点を周知し、支援者のケアに努めた	○各種研修等において、代理受傷の主な症状や症状解消のための工夫などの留意点を示し、代理受傷の防止に取り組む	総務部
				○採用後間もない警察官を対象とした研修や、昇任時における研修等、様々な機会を通じ、代理受傷に関する教養を行った。また部内向けの代理受傷防止に関する教養資料を作成した	○様々な研修の機会を通じ、代理受傷防止に関する教養を行う	警察本部
		46 (6)	犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援【再掲】	* にいがた被害者支援センター活動実績 ・電話相談：1,258件 ・面接相談：66件 ・付添い、生活支援などの直接支援：238件 ・自助グループ開催：6回(25名参加)	○「にいがた被害者支援センター」に業務を委託し、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援等を適切に実施する	警察本部
47	民間支援団体の人材育成に関する支援	○(公社)にいがた被害者支援センターが実施した「支援活動員養成講座」に職員を講師として派遣した	○要請を受けたときは研修会に講師を派遣するとともに、支援業務上必要が認められた場合は研修等の開催を働きかける	総務部 警察本部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	2 人材の育成	48	警察職員に対する教養の実施	<p>○異動時期や採用時など必要に応じて計画的に指導教養を実施した</p> <p>*実施した主な指導教養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援兼務者会議の開催 (R6.4) ・被害者支援事務担当者研修会の開催 (R6.4) ・指定被害者支援要員研修会の開催 (R6.5) ・被害者支援専科の開催 (R6.12) ・初任科生及び各専科生など警察学校入校生に対する教養の実施 (適宜実施) ・各警察署に対する業務指導の実施 (適宜実施) 	○昨年と同じく、被害者に直接支援に当たる職員に対して必要な指導教養を実施する	警察本部
		49 (26)	性暴力・性犯罪被害者への支援【再掲】	<p>○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により「性暴力被害者支援センターにいがた」を運営</p> <p>○性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や支援業務、警察等への付添い支援を実施(電話相談750件、面接相談38件、直接支援99件)</p> <p>○相談員の育成等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続研修(年12回延べ250人受講)、直接支援研修(年6回延べ140人受講) <p>○専用電話「#8891(はやくワンストップ)」24時間365日の相談体制により対応</p> <p>○相談窓口の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援カードの作成・配付(小・中校生)、LINE広告による性被害防止広報(高校生世代向け) ・新聞掲載、ラジオ広報、バス車内放送 ・SNSを活用した広告広報 ・「被害者支援を考える月間」でのパネル展示、リーフレット配付 	○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設し、相談業務や支援業務、警察等への付添い、相談員の育成等を行うとともに、相談窓口の広報を実施する	総務部
		50 (34)	高次脳機能障害者への支援【再掲】	<p>○高次脳機能障害相談支援センター及び保健所にて、高次脳機能障害に関する相談の対応及び家族教室等の開催等を行った</p> <p>○医療・福祉・保健等の関係職員を対象に、支援技術の向上や連携を図るために研修会を開催した</p> <p>*R6実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援：直接相談361件、間接相談417件 ・医療・保健・福祉関係職員研修：オンライン53名参加(オンデマンド配信 再生回数252回) ・圏域別支援従事者研修会：7圏域、263名参加 ・家族教室：2回 参加者延べ30名 ・家族のつどい：14回 参加者延べ85名 ・当事者のつどい：4回 参加者延べ30名 	<p>○高次脳機能障害相談支援センターの運営</p> <p>○高次脳機能障害に関する相談対応</p> <p>○家族教室等の開催</p> <p>○圏域別支援従事者研修会開催</p> <p>○高次脳機能障害支援養成研修会開催</p> <p>○高次脳機能障害支援拠点運営委員会実施</p>	福祉保健部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	2 人材の育成	51	児童虐待事案における関係機関による連携	<p>○新潟県要保護児童対策地域協議会（代表者会議、地区別会議、研修）において情報共有を行い、関係機関の資質向上を図った</p> <p>○「児童虐待に係る情報共有に関する取り決め」に基づき、警察と児童相談所が相互に情報共有を行い、連絡会議を開催した</p> <p>○警察と児童相談所の合同訓練を実施し、職員の対応能力の向上を図った</p> <p>○11月の児童虐待防止推進月間にホームページ、スポーツイベントにて周知を行った</p>	<p>○新潟県要保護児童対策地域協議会の代表者会議、地区別会議、研修等を実施する</p> <p>○「児童虐待に係る情報共有に関する取り決め」に基づき、警察との情報共有及び連絡会議を実施する</p> <p>○警察と児童相談所の合同訓練を実施する</p> <p>○11月の児童虐待防止推進月間に啓発活動を行う</p>	福祉保健部
				<p>○新潟県要保護児童対策地域協議会へ出席し、関係機関と情報共有</p> <p>○児童虐待情報共有取り決めに基づく連絡会へ出席し、関係機関と情報共有</p> <p>○児童相談所とともに児童虐待事案に関する合同訓練を実施</p> <p>○「児童虐待防止推進月間」への協力</p>	<p>○関係機関との情報共有</p> <p>○児童相談所とともに児童虐待事案に関する合同訓練を実施する</p> <p>○「児童虐待防止推進月間」への協力</p>	警察本部
		52 (24)	高齢者虐待防止に向けた取組【再掲】	<p>○虐待防止施策推進研修（地域振興局）：4圏域5回</p> <p>○虐待防止ネットワーク運営推進事業（地域振興局）：2圏域3回</p> <p>○養介護施設・事業所管理者等向けBPSD対応研修（県社会福祉士会に委託）：3回</p> <p>○高齢者権利擁護相談支援窓口の設置（県社会福祉士会に委託）</p> <p>* 検討会調整：5件、電話相談調整：1件、研修企画へのアドバイザー派遣：0回</p> <p>* 専門職チームの派遣：5回</p> <p>* 処遇困難事例検討会の開催：「虐待対応ゼミ」と称した事例検討会を3回実施</p> <p>* 市町村又は地域包括支援センターが実施する事例検討会の助言者として専門職チーム員を派遣</p>	<p>○虐待防止施策推進研修（地域振興局）</p> <p>○虐待防止ネットワーク運営推進事業（地域振興局）</p> <p>○養介護施設・事業所管理者等向けBPSD対応研修（県社会福祉士会に委託） 3回</p> <p>○高齢者権利擁護相談支援窓口の設置（県社会福祉士会に委託）</p> <p>* 相談・調整窓口の設置</p> <p>* 専門職の派遣</p> <p>* 処遇困難事例検討会の開催</p>	福祉保健部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	2 人材の育成	52 (24)	高齢者虐待防止に向けた取組【再掲】	<p>○新潟県社会福祉協議会に委託して、以下の事業を実施</p> <p>*市町村職員等を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度担当者研修会（R6.7.30）95名参加 ・市町村長申立推進研修会<基礎編>（R6.9.2）138名参加 ・市町村長申立推進研修会<応用編>（R6.9.3）44名参加 ・中核機関ネットワーク会議（R7.1.17）計43名参加 ・法人後見スタートアップ研修会（R6.11.15）45名参加 ・社会福祉法人による法人後見団体ネットワーク会議（R7.2.21）41名参加 <p>*市町村への助言・支援（各市町村の状況把握や専門職団体との意向調整、アドバイザー派遣、訪問検討会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 86回 <p>県内自治体職員や社協職員などからの、中核機関の整備状況や市町村長申立ての進め方などに係る随時の相談に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問検討会 34回 <p>対象市町村（長岡市、上越市、三条市、十日町市、村上市、佐渡市、魚沼市、胎内市、津南町、弥彦村、関川村）に対し、中核機関の機能拡充や権利擁護人材の養成等の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見訪問検討会 6回 <p>対象市町村（長岡市、燕市、刈羽村、関川村）に対し、法人後見事業実施に向けた意見交換や助言等を実施</p> <p>*専門職団体等との意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回（7月、3月）実施し、市町村における成年後見制度利用促進に向けた検討を行った <p>これらの取組を通じて、市町村における成年後見制度の必要性等について認識が深まり、計画策定や中核機関の設置が進んだ市町村もでてきたが、まだ取組が遅れている市町村もある</p>	<p>○新潟県社会福祉協議会に委託して、以下の事業を実施</p> <p>*市町村職員等を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度担当者研修会（7月9日開催予定） ・市町村長申立てに関する研修会<基礎編>（8月26日開催予定） ・市町村長申立てに関する研修会<応用編>（8月29日開催予定） ・中核機関ネットワーク会議（12月頃開催予定） ・法人後見スタートアップ研修会（10月21日開催予定） ・法人後見団体ネットワーク会議（2月頃開催予定） <p>*専門的支援アドバイザー・体制整備支援アドバイザーの配置及び相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内4か所程度の市町村に訪問し、市町村担当者や専門職団体との意見交換等を実施 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画のKPIである「担い手の確保・育成等の推進」を図るための検討会を実施 <p>*専門職団体等との意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回程度実施予定 	福祉保健部
				53 (25)	障害者虐待防止に向けた取組【再掲】	

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管			
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画				
1 相談支援等の体制整備	2 人材の育成	54	DV被害者の支援体制の強化	○35機関からなる「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（代表者会議）」を開催し、情報共有を図った ○「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（実務者会議）」を開催し、役割分担の確認や事例検討を行い、ネットワーク強化を図った ○DV被害者等の一時保護委託を行った ○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助を行った	○支援調整会議（代表者、実務担当者）、研修の開催 ○DV被害者等の一時保護委託の実施 ○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助金を交付	福祉保健部			
				3 民間支援団体に対する支援	55 (6) (46)		犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援【再掲】	*にいがた被害者支援センター活動実績 ・電話相談：1,258件 ・面接相談：66件 ・付添い、生活支援などの直接支援：238件 ・自助グループ開催：6回(25名参加)	○「にいがた被害者支援センター」に業務を委託し、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援等を適切に実施する
	56 (26) (49)	性暴力・性犯罪被害者への支援【再掲】	○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により「性暴力被害者支援センターにいがた」を運営 ○性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や支援業務、警察等への付添い支援を実施(電話相談750件、面接相談38件、直接支援99件) ○相談員の育成等を実施 ・継続研修(年12回延べ250人受講)、直接支援研修(年6回延べ140人受講) ○専用電話「#8891(はやくフンストップ)」24時間365日の相談体制により対応 ○相談窓口の広報を実施 ・性暴力被害者支援カードの作成・配付(小・中校生)、LINE広告による性被害防止広報(高校生世代向け) ・新聞掲載、ラジオ広報、バス車内放送 ・SNSを活用した広告広報 ・「被害者支援を考える月間」でのパネル展示、リーフレット配付			○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設し、相談業務や支援業務、警察等への付添い、相談員の育成等を行うとともに、相談窓口の広報を実施する		総務部	
			57 (47)			民間支援団体の人材育成に関する支援【再掲】			○(公社)にいがた被害者支援センターが実施した「支援活動員養成講座」に職員を講師として派遣した
	58	犯罪被害者等早期援助団体に対する指導		○「にいがた被害者支援センター」に対し必要に応じて指導や助言を行った ○改善命令を行う事案はなかった	○必要に応じて、犯罪被害者等早期援助団体(にいがた被害者支援センター)に対して指導助言を実施する		警察本部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	3 民間支援団体に対する支援	59	民間支援団体の安定した財政基盤確立への支援	<p><ホンデリングの取組> ○県庁生協書籍コーナー及び巡回パネル展会場等に「ホンデリング回収ボックス」を設置、民間支援団体の自主財源確保の取組に対して支援を行った *R6実績：書籍等 247冊 5,619円 <被害者支援自動販売機の設置の取組> ○被害者支援自動販売機の設置について、関係機関に協力依頼を行うとともに、各種広報において被害者支援自動販売機を周知し、購入促進を図った</p>	<p><ホンデリングの取組> ○県HPや市著村会議等での周知 ○県庁生協書籍コーナーやイベントにおける回収ボックスの設置 <被害者支援自動販売機の設置の取組> ○関係機関への協力依頼、各種広報における周知、購入の促進を図る</p>	総務部
				<p><ホンデリングの取組> ○本部南口にホンデリング・ポストを設置 ○各警察署におけるホンデリング月間等の取組 <寄附型自動販売機の取組> ○各種会議会合等における設置呼びかけ *R6年度の実績 916万円</p>	<p><ホンデリングの取組> ○警察本部南口にホンデリング・ポストの設置 ○各警察署におけるホンデリングプロジェクトの取組 <寄附型自動販売機の取組> ○寄附型自動販売機の導入、購入の促進を図る</p>	警察本部
		60	早期援助団体に対する被害者等情報の提供	*R6年度実績：18件（刑事事件の被害者や家族、交通事故等の遺族や被害者家族等）	○早期援助団体に対し適正な情報提供を行い、被害者等が必要としている支援の引継ぎを行う。	警察本部
		61	民間支援団体との連携・協力の促進	○「新潟県犯罪被害者等支援調整会議」を定期的に開催し、広報・啓発等に関する検討や情報共有を図った	○「新潟県犯罪被害者等支援調整会議」を定期的に開催し、県、県警察、(公社)にいがた被害者支援センターにおける連携・協力をより一層強化するとともに、事例や施策、広報・啓発等に関する検討や情報共有を図る	総務部
				○警察、県、にいがた被害者支援センターの三者間で定期的に会議を設けて情報の交換と連携強化を図った	○県及びにいがた被害者支援センターと連携、協力しながら被害者支援を行う	警察本部
		62	民間支援団体の活動への支援	○巡回パネル展等でのリーフレットの配付、県HPでの紹介等により、民間支援団体の活動支援を行った ○市町村担当課長会議において、民間者支援団体等の活動を紹介、連携した支援等について働きかけを実施	○民間者支援団体との連携した支援等について、市町村担当課長会議等において働きかける ○民間支援団体の活動について、県HPなどで紹介、周知を図る	総務部
				○県警における各種広報活動の中で「にいがた被害者支援センター」の活動を周知するための広報も併せて実施したほか、県警ホームページに、同センターの相談窓口や活動内容を掲載し同センターの周知に努めた	○犯罪被害者支援室及び各警察署のあらゆる活動を通じて「にいがた被害者支援センター」を支援するための活動を推進する	警察本部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
1 相談支援等の体制整備	3 民間支援団体に対する支援	63	理解促進に向けた広報啓発の実施	<p>○犯罪被害者等の現状や、被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動についての周知等を図るため、民間企業と連携した広報・啓発、県HP等での情報発信に加え、被害者支援を考える月間（11月）において、県民理解の促進に向けた活動に取り組んだ</p> <p>* R6実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援フォーラムの開催 ・新潟県巡回パネル展の開催（5市町村） ・横断幕・懸垂幕・ポスター掲示 ・県立図書館でのPR図書展示 等 	<p>○被害者支援を考える月間（11月）において、犯罪被害者支援フォーラム及び新潟県縦断巡回パネル展等を開催し、集中的な広報啓発活動を実施するとともに、民間企業と連携した取組を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イオンモール新潟亀田インターにおける街頭広報（R7.7.22～R7.7.28） ・犯罪被害者支援フォーラムの開催（R7.11.22） 	総務部
				<p>○あらゆる警察活動を通じて県民が被害者支援の理解を深めるための広報活動に努めたほか、県警における11月の広報重点を「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」に定めて重点的に広報活動を行った</p> <p>* 主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援フォーラム（R6.11.30） ・イオンモール新潟南における街頭広報（R6.7.16～7.24） ・県警ホームページ、SNS、ラジオスポットを活用した広報 	<p>○あらゆる警察活動を通じて被害者支援を周知するための活動に努めるほか、11月を被害者支援広報の強化月間として重点的に広報活動を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イオンモール新潟亀田インターにおける街頭広報（R7.7.22～R7.7.28） ・犯罪被害者支援フォーラムの開催（R7.11.22） 	
		64	こどもの居場所づくりに対する支援	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行った	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行う	福祉保健部
		2 損害回復・経済的支援等への取組	4 日常生活の支援及び配慮	65 (7)	指定被害者支援要員による支援【再掲】	○各警察署の実情に応じて指定被害者支援要員を配置し対象事件の被害者に対して適切な支援を行った
66 (6) (46) (55)	犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援【再掲】			<p>* にいがた被害者支援センター活動実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談：1,258件 ・面接相談：66件 ・付添い、生活支援などの直接支援：238件 ・自助グループ開催：6回（25名参加） 	○「にいがた被害者支援センター」に業務を委託し、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援等を適切に実施する	警察本部
67 (60)	早期援助団体に対する被害者等情報の提供【再掲】			* R6年度実績：18件（刑事事件の被害者や家族、交通事故等の遺族や被害者家族等）	○早期援助団体に対し適正な情報提供を行い、被害者等が必要としている支援への引継ぎを行う	警察本部
68	警察職員によるカウンセリング制度の運用			○性犯罪事件、交通死亡事故等において、被害者等の精神的被害の回復のため、警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）が、カウンセリング等を行った	○被害者等の精神的被害の回復のため、カウンセリング等を実施する	警察本部
				* 実績：34名80回実施		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
2 損害回復・経済的支援等への取組	4 日常生活の支援及び配慮	69 (9)	死傷者多数事案発生時における支援【再掲】	○令和6年度中、死傷者多数事案の発生はなかった	○早期に支援体制を確立するために死傷者多数事案対応マニュアル等の整備を行う	警察本部
		70 (12)	捜査情報の適切な提供【再掲】	○R6年度中は、約530件の被害者連絡対象事件について、被害者の手引きを活用し、被害者のニーズに応じた情報提供を実施した。また要望に応じて被害者支援団体等への紹介・引き継ぎも早期に実施した	○被害者連絡制度対象の全事件について、被害者のニーズに応じた情報提供を実施する	警察本部
		71 (26) (49) (56)	性暴力・性犯罪被害者への支援【再掲】	○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により「性暴力被害者支援センターにいがた」を運営 ○性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や支援業務、警察等への付添い支援を実施(電話相談750件、面面相談38件、直接支援99件) ○相談員の育成等を実施 ・継続研修(年12回延べ250人受講)、直接支援研修(年6回延べ140人受講) ○専用電話「#8891(はやくワンストップ)」24時間365日の相談体制により対応 ○相談窓口の広報を実施 ・性暴力被害者支援カードの作成・配付(小・中校生)、LINE広告による性被害防止広報(高校生世代向け) ・新聞掲載、ラジオ広報、バス車内放送 ・SNSを活用した広告広報 ・「被害者支援を考える月間」でのパネル展示、リーフレット配付	○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設し、相談業務や支援業務、警察等への付添い、相談員の育成等を行うとともに、相談窓口の広報を実施する	総務部
		72 (27)	性犯罪被害者等への支援【再掲】	○R6年度は120名の性犯罪指定捜査員を指定した ○性犯罪被害者への対応について、対象の警察官に対して教養を実施した ○R6.10月、性犯罪被害専門部会を開催することにより、関係機関との連携を図った	○適正捜査を推進し、性犯罪被害者に対する二次被害を防止する ○性犯罪被害専門部会を開催し、引き続き関係機関との連携を図る	警察本部
		73 (16)	被害少年の保護対策【再掲】	○被害少年に配慮した捜査活動や支援活動 ○職員の支援技術向上のための研修参加や資格取得 ○各学校やSNS等での犯罪被害防止広報活動	○被害少年への支援及び支援に関する広報・啓発活動等を実施する	警察本部
		74 (35)	ひとり親家庭等の自立に向けた支援【再掲】	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行った	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行う ○未実施市町村に対して働きかけを行う	福祉保健部
		75	ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用	○ひとり親家庭の父母等が資格取得等に向けた講座を受講した場合等に給付金を給付した	○ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付する ○児童扶養手当現況届を活用した事業の周知を行う	福祉保健部
		76 (64)	こどもの居場所づくりに対する支援【再掲】	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行った	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行う	福祉保健部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
2 損害回復・経済的支援等への取組	5 居住の安定	77	県営住宅における犯罪被害者等の優先入居等	○R6年度は目的外使用により1名が入居	○優先入居や目的外使用の取扱いについて、犯罪被害者等の円滑な入居促進を図るため、管理市等への周知を行う	土木部
		78	居住支援協議会及び居住支援法人による賃貸住宅への入居支援	【都市政策課】 ○R6年度の犯罪被害者等及びDV被害者による入居相談件数は、53件（新潟県居住支援協議会事務局2件、居住支援法人51件） 【建築住宅課】 ○住宅確保要配慮者の居住支援を行う法人を指定（現在7法人を指定）	【都市政策課】 ○「新潟県居住支援協議会」による勉強会の開催等を通じて、市町村や居住支援法人等と連携を図りながら支援体制の構築を進める 【建築住宅課】 ○居住支援法人に関する制度の周知を図り、居住支援法人の数を増やす	土木部
		79	ハウスクリーニング費用公費支出制度の運用	○R6は支出対象となる遺族がいなかったため、支出実績なし	○事案発生時には、被害者遺族の精神的・経済的負担軽減のため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
		80	未成年後見人に関する支援制度の運用	○経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人への報酬助成を実施した	○経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人への報酬助成を実施する	福祉保健部
		81	一時避難場所公費負担制度の運用	○R6は支出対象となる案件が無かったため、支出実績なし	○事案発生時には、被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
		82 (22)	ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策【再掲】	○加害者に対する精神医学・心理学的アプローチ（精神科医等からのアドバイス及びカウンセリング講座の受講）の実施 ○被害者に対する携帯用緊急通報装置（ココセコム）の貸出し ○被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担	○精神医療機関等と連携を図り、ストーカー加害者に対するアプローチを積極的に実施し、再犯の抑止を図る ○事案内容に応じて被害者等に携帯用緊急通報装置を貸出し、早期に被害者保護を図る ○行政機関、宿泊事業者と連携し、被害者等の避難措置を徹底する	警察本部
		83 (54)	DV被害者の支援体制の強化【再掲】	○35機関からなる「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（代表者会議）」を開催し、情報共有を図った ○「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（実務者会議）」を開催し、役割分担の確認や事例検討を行い、ネットワーク強化を図った ○DV被害者等の一時保護委託を行った ○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助を行った	○支援調整会議（代表者、実務担当者）、研修の開催 ○DV被害者等の一時保護委託の実施 ○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助金を交付	福祉保健部
		84 (15)	児童虐待に関する相談及び一時保護【再掲】	○児童福祉司及び市町村要保護児童対策調整機関の担当者に対する研修を実施した ○国等の研修専門機関の専門的な研修に児童相談所職員を派遣した ○中央福祉相談センターに市町村支援専任児童福祉司やヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村等への支援を強化した ○児童相談所及び一時保護所の第三者評価を実施し、支援の質の向上を図った ○SNSを活用した相談体制を構築し、こどもや家庭からの相談に応じた ○システムにより、児童相談所で扱う児童情報及び一連の相談支援業務を一括管理・共有した ○国の「児童虐待防止対策総合強化プラン」に基づき、児童相談所の人員体制を拡充した ○一時保護施設等に意見表明支援員を派遣し、こどもの意見表明の機会を確保した	○市町村及び児童相談所職員への研修を実施する ○中央福祉相談センターに市町村支援専任児童福祉司やヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村等への支援を実施する ○児童相談所及び一時保護施設の第三者評価の実施により支援の質の向上を図る ○SNSを活用して、こどもや家庭からの相談に応じる ○システムにより、児童相談所で扱う児童情報及び一連の相談支援業務を一括管理・共有する ○一時保護施設等に意見表明支援員を派遣し、こどもの意見表明の機会を確保する	福祉保健部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
2 損害回復・経済的支援等への取組	5 居住の安定	85 (21)	女性相談支援センターにおける相談及び一時保護【再掲】	○女性相談支援センターにおいて困難を抱える女性の相談対応を行った また困難な問題を抱える女性及び暴力被害者の一時保護を行った	○夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じる ○相談所内に設置される一時保護所で、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を一時保護する	福祉保健部
		86	女性自立支援施設「あかしや寮」における一時保護【再掲】	○保護の対象となる困難な問題を抱える女性及び暴力被害者はいなかった	○困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を保護し、その自立を支援する	福祉保健部
		87	母子生活支援施設扶助制度の運用	○母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担した ○市が行う母子生活支援施設での母子保護を行った際の負担金の交付を行った	○母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担する ○市が行う母子生活支援施設での母子保護を行った際の負担金の交付を行う	福祉保健部
6 雇用の安定		88 (37)	個別労働関係紛争の解決促進に向けた取組【再掲】	○県庁内の労働相談所において、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供を行った *R6年度相談実件数：1,797件	○県庁内の労働相談所における、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供	産業労働部
		89	離職者の就労に向けた職業訓練	○求職者の訓練ニーズや特性に応じて職業訓練実施計画を策定し、受講者1,110人、就職者422人（R7.3末時点）となっている なお、R7.3末時点で訓練中のコースや、就職支援中のコースがあるため就職者は今後増える見込み	○離職者に様々な職業訓練を提供して円滑な再就職を支援する *R7定員：2,375人	産業労働部
		90 (38)	若年者の就労に向けた支援【再掲】	○若年者の就職促進を図るため、若年者ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、職業に関する情報提供やキャリアコンサルティング、セミナー等による就職活動支援、併設ハローワークにおける職業紹介など、総合的な支援を実施した	○若年者の就職促進のためのワンストップサービスセンターにおいて、若年求職者のキャリア形成を支援する	産業労働部
		91 (39)	若年者の就労に向けた情報提供【再掲】	○県内企業の情報をウェブサイト「新潟企業情報ナビ」にて公開した *R6年度末公開企業数：約1,670社	○県内企業の情報をウェブサイト「新潟企業情報ナビ」にて公開	産業労働部
		92	若年者の就労に向けた職業訓練	○様々な職種の職業体験を行う「ワークトライアル」には331人が参加した また、企業実習を組み合わせた職業訓練を実施し、50人（R7.3末現在）が就職した	○不安定就労を繰り返す若年求職者等の雇用の安定化を支援するため、特性に応じた職業訓練を実施する	産業労働部
		93 (35) (74)	ひとり親家庭等の自立に向けた支援【再掲】	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行った	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行う ○未実施市町村に対して働きかけを行う	福祉保健部
		94 (75)	ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用【再掲】	○ひとり親家庭の父母等が資格取得等に向けた講座を受講した場合等に給付金を給付した	○ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付する ○児童扶養手当現況届を活用した事業の周知を行う	福祉保健部
95 (36)	ひとり親家庭等の就業等に向けた支援【再掲】	○ひとり親家庭等就業・自立支援事業において、ひとり親家庭の父母等の自立に向けた相談を行った ○新潟・長岡・上越地域において来所相談ができる体制を整備した ○事業周知のためのリーフレットを作成し、広報・周知を図った	○ひとり親家庭等就業・自立支援事業において、ひとり親家庭の父母等の自立に向けた相談を行う ○新潟・長岡・上越地域において来所相談ができる体制を整備する ○事業周知のためのリーフレットを作成し、広報・周知を図る	福祉保健部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管		
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画			
2	損害回復・経済的支援等への取組	7	経済的負担の軽減	96	犯罪被害給付制度の運用	○適切な裁定及び申請業務の推進に努めた * 裁定件数 4件 * 申請件数 7件	○裁定可能な案件から迅速的確に裁定業務を進める * 未裁定案件4件 (R7.3現在)	警察本部
				97	生活福祉資金の貸付け支援	○生活福祉支援制度により、貸付を必要とする人に貸付を行えるよう、実施主体の貸付実施に要する費用を支援し、低所得者世帯等の経済的自立の推進に努めた	○生活福祉支援制度により、貸付を必要とする人に貸付を行えるよう、実施主体の貸付実施に要する費用を支援し、低所得者世帯等の経済的自立の推進に努める	福祉保健部
				98	医療費等支出制度の運用	○身体犯罪事件、性犯罪事件被害者の精神的・経済的負担軽減のため、医療機関を受診した際の診察料等を公費支出した * 身体犯罪：12名 計324,168円 * 性犯罪：29名 計496,923円	○被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
				99	カウンセリング費用等公費支出制度の運用	○性犯罪事件等の被害者が精神科等へ受診した際の費用を公費負担した * 実績：9名計99,000円公費負担	○希望する犯罪被害者等への公費負担を迅速かつ適切に運用する	警察本部
				100	自立支援医療（精神通院医療）制度の運用	* 給付決定人数：25,700件 * 公費負担額：1,701,625千円	○障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療費（精神通院医療）を支払う	福祉保健部
				101 (3)	被害回復等のための援助に関する情報の提供【再掲】	○犯罪被害者支援ノート「ひまわり」、支援従事者向け「犯罪被害者等支援ハンドブック」等による情報提供	○被害者等が必要な支援が受けられるよう、制度の周知を図る	総務部
						○情報提供に至る事案の発生がなく、令和6年度に制度の利用実績はなかった	○支援対象となる被害者等を把握した都度、漏れなく情報を提供する	警察本部
				102 (81)	一時避難場所公費負担制度の運用【再掲】	○R6は支出対象となる案件が無かったため、支出実績なし	○事案発生時には、被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
				103 (22) (82)	ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策【再掲】	○加害者に対する精神医学・心理学的アプローチ（精神科医等からのアドバイス及びカウンセリング講座の受講）の実施 ○被害者に対する携帯用緊急通報装置（ココソコム）の貸出し ○被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担	○精神医療機関等と連携を図り、ストーカー加害者に対するアプローチを積極的に実施し、再犯の抑止を図る ○事案内容に応じて被害者等に携帯用緊急通報装置を貸出し、早期に被害者保護を図る ○行政機関、宿泊事業者と連携し、被害者等の避難措置を徹底する	警察本部
				104 (79)	ハウスクリーニング費用公費支出制度の運用【再掲】	○R6は支出対象となる遺族がいなかったため、支出実績なし	○事案発生時には、被害者遺族の精神的・経済的負担軽減のため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
				105	私立高校生等に対する就学支援	○私立高校生等に対して授業料に係る支援金を支給した	○私立高校生等に対して授業料に係る支援金を支給する	総務部
				106	私立高等学校等奨学のための支援	○奨学給付金を支給し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減した	○私立高等学校に通う生徒がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する	総務部
				107	私立高等学校等学費軽減に向けた支援	○入学金・授業料・施設整備費等の補助を行い、低所得世帯の学費を軽減した	○私立高等学校等が行う入学金・授業料・施設整備費等の学費軽減に対して補助を行う	総務部
				108 (40)	私立専門高校生への支援【再掲】	○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう、法令に基づき入学金及び授業料を減免し、経済的負担の軽減を図った	○低所得世帯の者であっても高等教育機関において修学できるよう、法令に基づき入学金及び授業料を減免し、経済的負担の軽減を図る	総務部
109	新潟県立大学生に対する修学支援	新潟県立大学が行う授業料・入学金の減免費用の補助を行った。	新潟県立大学が行う授業料・入学金の減免費用の補助を行う。	総務部				
110	新潟県立看護大学生に対する修学支援	新潟県立看護大学が行う授業料・入学金の減免費用の補助を行った。	新潟県立看護大学が行う授業料・入学金の減免費用の補助を行う。	総務部				

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
2	7	経済的負担の軽減	111 県立高校生等に対する就学支援	○R6年度は31,426人(4月分)に就学支援金を支給し、授業料と相殺した	○制度不知や理解不足により受給機会を失うことがないよう、制度周知等を行う	教育庁
			112 県立学校授業料等減免制度の運用	○学校において制度周知、減免申請にかかる審査等を行った	○制度周知を図るとともに、減免申請があった場合、適切に審査等を行う	教育庁
			113 県立高校生等に対する奨学のための支援	○R6年度は3,950人に対して支給した	○制度不知や理解不足により受給機会を失うことがないよう、制度周知等を行う	教育庁
			114 修学困難者への奨学金貸与制度の運用	○経済的理由により修学が困難な高校生等へ奨学金を貸与した	○経済的理由により修学が困難な高校生等へ奨学金を貸与する。	教育庁
			115 司法解剖に伴う公費負担制度の運用	○R6は支出対象となる事件が無かったため、支出実績なし	○被害者遺族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
			116 制服購入費用等公費負担制度の運用	○学生の制服に対する器物損壊事件について支出をした。 *1件、19,250円	○事案発生時には、被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
			117 市町村が支給する犯罪被害者等見舞金への補助	○市町村が支給した見舞金に対して一部を補助する「犯罪被害者等見舞金支給事業補助金」制度について、市町村における事業開始を働きかけるとともに、申請のあった市町村に対して補助を行った * R6年度 ・事業開始市町村：4(累計27) ・申請件数：20	○犯罪被害者等見舞金支給事業補助金により、市町村が支給した見舞金に対して一部を補助する	総務部
			118 国外犯罪被害者慰金等支給制度の運用	○これまで当該慰金の支給裁定に関する申請はない	○対象事案が発生した都度、適切に対応する	警察本部
			119 交通遺児等に対する支援	○交通遺児に対する激励事業等の実施 * 主な事業 ・見舞一時金の給付 ・入学・卒業祝金の給付 ・旅行事業の実施 等	○交通遺児に対する激励事業等の実施 * 主な事業 ・見舞一時金の給付 ・入学・卒業祝金の給付 ・旅行事業の実施 等	総務部
120 (26) (49) (56) (71)	性暴力・性犯罪被害者への支援【再掲】	○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により「性暴力被害者支援センターにいがた」を運営 ○性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や支援業務、警察等への付添い支援を実施(電話相談750件、面接相談38件、直接支援99件) ○相談員の育成等を実施 ・継続研修(年12回延べ250人受講)、直接支援研修(年6回延べ140人受講) ○専用電話「#8891(はやくワンストップ)」24時間365日の相談体制により対応 ○相談窓口の広報を実施 ・性暴力被害者支援カードの作成・配付(小・中学生)、LINE広告による性被害防止広報(高校生世代向け) ・新聞掲載、ラジオ広報、バス車内放送 ・SNSを活用した広告広報 ・「被害者支援を考える月間」でのパネル展示、リーフレット配付	○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設し、相談業務や支援業務、警察等への付添い、相談員の育成等を行うとともに、相談窓口の広報を実施する	総務部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
2 損害回復・経済的支援等への取組	7 経済的負担の軽減	121 (28)	性犯罪被害に関する相談対応【再掲】	○相談を受けたものについては適切に対応したうえ記録化し、引き続きの対応や事件化が必要なものについては関係所属に対して確実に引き継ぎを行った *相談件数：333件	○全国共通電話番号（#8103／ハートさん）により、性犯罪被害に関する電話相談を受け付ける	警察本部
		122 (30)	暴力団犯罪被害者への支援【再掲】	○暴力団員等に関する相談対応を実施（120件） ○弁護士相談費用助成についてはR6年中実績なし	○「暴力団犯罪被害者等支援窓口」として、相談対応や情報提供及び助言、指導を行う他、弁護士相談費用助成等を行い、適切な支援に繋げる	警察本部
		123 (64) (76)	こどもの居場所づくりに対する支援【再掲】	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行った	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行う	福祉保健部
		124	児童扶養手当扶助費支給制度の運用	○父又は母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者へ児童扶養手当を支給した	○父又は母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者へ児童扶養手当を支給する	福祉保健部
		125	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の運用	○修学資金等について、213件、142,867千円の貸付を行った	○配偶者のない女子又は配偶者のない男子で児童を扶養しているもの及び寡婦等に対して、必要な資金を貸し付ける	福祉保健部
		126 (87)	母子生活支援施設扶助制度の運用【再掲】	○母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担した ○市が行う母子生活支援施設での母子保護を行った際の負担金の交付を行った	○母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担する ○市が行う母子生活支援施設での母子保護を行った際の負担金の交付を行う	福祉保健部
		127 (80)	未成年後見人に関する支援制度の運用【再掲】	○経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人への報酬助成を実施した	○経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人への報酬助成を実施する	福祉保健部
		128 (35) (74) (93)	ひとり親家庭等の自立に向けた支援【再掲】	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行った	○ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業を実施する市町村に対して補助を行う ○未実施市町村に対して働きかけを行う	福祉保健部
		129 (75) (94)	ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用【再掲】	○ひとり親家庭の父母等が資格取得等に向けた講座を受講した場合等に給付金を給付した	○ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付する ○児童扶養手当現況届を活用した事業の周知を行う	福祉保健部
		130 (36) (95)	ひとり親家庭等の就業等に向けた支援【再掲】	○ひとり親家庭等就業・自立支援事業において、ひとり親家庭の父母等の自立に向けた相談を行った ○新潟・長岡・上越地域において来所相談ができる体制を整備した ○事業周知のためのリーフレットを作成し、広報・周知を図った	○ひとり親家庭等就業・自立支援事業において、ひとり親家庭の父母等の自立に向けた相談を行う ○新潟・長岡・上越地域において来所相談ができる体制を整備する ○事業周知のためのリーフレットを作成し、広報・周知を図る	福祉保健部
131	ひとり親家庭等の医療費助成制度の運用	○市町村が実施する「ひとり親家庭等の医療費助成制度」に対して補助を行った	○市町村が実施するひとり親家庭等の医療費助成制度に対して補助を行う	福祉保健部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	8 心身に受けた影響からの回復	132 (26) (49) (56) (71) (120)	性暴力・性犯罪被害者への支援【再掲】	<p>○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により「性暴力被害者支援センターにいがた」を運営</p> <p>○性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や支援業務、警察等への付添い支援を実施(電話相談750件、面接相談38件、直接支援99件)</p> <p>○相談員の育成等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続研修(年12回延べ250人受講)、直接支援研修(年6回延べ140人受講) <p>○専用電話「#8891(はやくワンストップ)」24時間365日の相談体制により対応</p> <p>○相談窓口の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援カードの作成・配付(小・中校生)、LINE広告による性被害防止広報(高校生世代向け) ・新聞掲載、ラジオ広報、バス車内放送 ・SNSを活用した広告広報 ・「被害者支援を考える月間」でのパネル展示、リーフレット配付 	<p>○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設し、相談業務や支援業務、警察等への付添い、相談員の育成等を行うとともに、相談窓口の広報を実施する</p>	総務部
		133 (27) (72)	性犯罪被害者等への支援【再掲】	<p>○R6年度は120名の性犯罪指定捜査員を指定した</p> <p>○性犯罪被害者への対応について、対象の警察官に対して教養を実施した</p> <p>○R6.10月、性犯罪被害専門部会を開催することにより、関係機関との連携を図った</p>	<p>○適正捜査を推進し、性犯罪被害者に対する二次被害を防止する</p> <p>○性犯罪被害専門部会を開催し、引き続き関係機関との連携を図る</p>	警察本部
		134 (117)	市町村が支給する犯罪被害者等見舞金への補助【再掲】	<p>○市町村が支給した見舞金に対して一部を補助する「犯罪被害者等見舞金支給事業補助金」制度について、市町村における事業開始を働きかけるとともに、申請のあった市町村に対して補助を行った</p> <p>* R6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始市町村：4(累計27) ・申請件数：20 	○犯罪被害者等見舞金支給事業補助金により、市町村が支給した見舞金に対して一部を補助する	総務部
		135 (131)	ひとり親家庭等の医療費助成制度の運用【再掲】	○市町村が実施する「ひとり親家庭等の医療費助成制度」に対して補助を行った	○市町村が実施するひとり親家庭等の医療費助成制度に対して補助を行う	福祉保健部
		136	里親制度の運用	<p>○県内全ての児童相談所に里親等支援専任児童福祉司を配置し、里親のリクルートや児童の委託中の支援等を行った</p> <p>○里親制度を周知するためのチラシを作成、配布した</p> <p>○10月の里親月間にホームページ等で里親制度に関する広報を行った</p> <p>○里親に関する相談支援、普及啓発、研修等の一連の業務を民間機関に委託し、児童相談所と連携した支援を行った</p>	<p>○里親に関する相談支援、普及啓発、研修等の一連の業務を民間機関に委託し、児童相談所と連携した支援を行う</p> <p>○10月の里親月間を中心に啓発活動を行う</p>	福祉保健部
137	地域格差のない迅速適切な救急医療の提供	○県及び各圏域においてメディカルコントロール協議会を開催	○県及び各圏域においてメディカルコントロール協議会を開催	福祉保健部		

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	8 心身に受けた影響からの回復	138	救急医療に連動した精神的ケアのための体制の確保	○精神科医も参画し救急搬送等について協議する「搬送受入協議会」をR6.11月に開催	○精神科医も参画する「搬送受入協議会」を開催	福祉保健部
		139 (29)	妊娠電話相談窓口【再掲】	○夜間の相談窓口として「にいがた助産師そうだん～赤ちゃん、子育て、妊娠、思春期、からだのこと～」を新潟県助産師会へ委託実施 *R6年度相談実績：延べ375件	○新潟県助産師会へ委託し、相談窓口開設を継続する ○相談窓口について、周知・啓発を図る	福祉保健部
		140 (34) (50)	高次脳機能障害者への支援【再掲】	○高次脳機能障害相談支援センター及び保健所にて、高次脳機能障害に関する相談の対応及び家族教室等の開催等を行った ○医療・福祉・保健等の関係職員を対象に、支援技術の向上や連携を図るために研修会を開催した *R6実績： ・相談支援：直接相談361件、間接相談417件 ・医療・保健・福祉関係職員研修：オンライン53名参加（オンデマンド配信 再生回数252回） ・圏域別支援従事者研修会：7圏域、263名参加 ・家族教室：2回 参加者延べ30名 ・家族のつどい：14回 参加者延べ85名 ・当事者のつどい：4回 参加者延べ30名	○高次脳機能障害相談支援センターの運営 ○高次脳機能障害に関する相談対応 ○家族教室等の開催 ○圏域別支援従事者研修会開催 ○高次脳機能障害支援養成研修会開催 ○高次脳機能障害支援拠点運営委員会実施	福祉保健部
		141 (98)	医療費等支出制度の運用【再掲】	○身体犯罪事件、性犯罪事件被害者の精神的・経済的負担軽減のため、医療機関を受診した際の診察料等を公費支出した *身体犯罪：12名 計324,168円 *性犯罪：29名 計496,923円	○被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
		142 (68)	警察職員によるカウンセリング制度の運用【再掲】	○性犯罪事件、交通死亡事故等において、被害者等の精神的被害の回復のため、警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）が、カウンセリング等を行った *実績：34名80回実施	○被害者等の精神的被害の回復のため、カウンセリング等を実施する	警察本部
		143 (99)	カウンセリング費用等公費支出制度の運用【再掲】	○性犯罪事件等の被害者が精神科等へ受診した際の費用を公費負担した *実績：9名計99,000円公費負担	○希望する犯罪被害者等への公費負担を迅速かつ適切に運用する	警察本部
		144 (16) (73)	被害少年の保護対策【再掲】	○被害少年に配慮した捜査活動や支援活動 ○職員の支援技術向上のための研修参加や資格取得 ○各学校やSNS等での犯罪被害防止広報活動	○被害少年への支援及び支援に関する広報・啓発活動等を実施する	警察本部
		145 (100)	自立支援医療（精神通院医療）制度の運用【再掲】	*給付決定人数：25,700件 *公費負担額：1,701,625千円	○障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療費（精神通院医療）を支払う	福祉保健部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	8 心身に受けた影響からの回復	146 (17)	スクールカウンセラー制度の運用【再掲】	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒等の相談対応を行える体制を整備した	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒等の相談対応を行える体制を整備する	教育庁
		147 (18)	スクールソーシャルワーカー制度の運用【再掲】	○スクールソーシャルワーカーを教育事務所に7名、生徒指導課に5名配置し、要請に応じて派遣した。また、県立定時制通信制高校について、週2回もしくは月1回配置した。	○スクールソーシャルワーカーを教育事務所に7名、生徒指導課に5名配置し、要請に応じて派遣した。また、県立定時制通信制高校について、週1回もしくは月1回配置している。	教育庁
		148 (20)	不登校児童生徒に対する支援【再掲】	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪等の被害に遭った不登校児童等に対し相談支援を行える体制を整備した ○不登校対策スクールカウンセラーを35校に拡充配置し、不登校児童生徒に対して家庭訪問や校内教育支援センター訪問を行える体制を整備した	○スクールカウンセラーを県内すべての学校に配置し、犯罪等の被害に遭った不登校児童等に対し相談支援を行える体制を整備する ○不登校対策スクールカウンセラーを中学校35校と小学校10校に拡充配置し、不登校児童生徒に対して家庭訪問や校内教育支援センター訪問を行える体制を整備する	教育庁
		149 (64) (76) (123)	こどもの居場所づくりに対する支援【再掲】	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行った	○こどもの居場所づくりに取り組む団体に対して補助を行う	福祉保健部
	9 安全の確保	150 (14)	再被害防止に向けた保護対策【再掲】	○R6年度中は、再被害防止要綱に基づき指定された対象者について適正な保護措置、更新等の手続きを実施した。また新たに認知した再被害の恐れのある者の要望に応じて、早期に組織的保護体制を確立し、保護措置を実施した	○再被害防止対象者の適切かつ組織的な保護対策を実施する	警察本部
		151 (81) (102)	一時避難場所公費負担制度の運用【再掲】	○加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがある犯罪被害者等に対して支出した *1件、3泊 計16,500円	○事案発生時には、被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、迅速かつ適切に運用する	警察本部
		152	110番緊急通報システム登録の運用	○R6年度中、110番緊急通報システムに登録した件数は新規246件、更新等50件の合計296件であった	○事案発生時には、迅速かつ適切に対応する	警察本部
		153 (13)	犯罪被害者等への訪問・連絡活動【再掲】	○地域警察官による訪問・連絡活動を希望した被害者又はその保護者に対し活動を実施	○担当課と情報共有し、緊密な連携を図る ○事件の発生・被害状況を踏まえ、被害者から訪問・連絡の要望があった場合は、要望・相談・苦情等を聴取し、適切な対応に努める	警察本部
		154 (12) (70)	捜査情報の適切な提供【再掲】	○R6年度中は、約530件の被害者連絡対象事件について、被害者の手引きを活用し、被害者のニーズに応じた情報提供を実施した。また要望に応じて被害者支援団体等への紹介・引き継ぎも早期に実施した	○被害者連絡制度対象の全事件について、被害者のニーズに応じた情報提供を実施する	警察本部
		155	適切な報道発表	○報道発表については、関係者の名誉や権利、プライバシーの保護、捜査に及ぼす影響、公表することによって得られる公益性の度合いなどについて、個別の案件ごとに総合的に検討し、組織として判断した	○犯罪被害者等の個人情報に関する報道については、個別具体的な案件ごとに、被害者等の人権や安全に配慮した適切な報道発表に努める	警察本部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管	
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画		
3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	9 安全の確保	156	行方不明者の早期発見に向けた取組	<p>【人身安全対策課】 ○FネットによるはいかいシルバーSOSネットワーク事業の運用を4月1日から警察情報メール配信システム（通称『ひかるくん・ひかりちゃん安心メール』）による「行方不明者情報」の配信に移行し、登録者へメールにより行方不明者情報を配信する</p> <p>【捜査第一課】 ○身元不明死体の取扱時、迅速かつ広範囲な情報収集を徹底し、新潟大学死因究明教育センター及び歯科医師会等関係機関と連携して身元特定の上、早期の遺族引渡しに繋げる活動を実施</p>	<p>【人身安全対策課】 ○警察情報メール配信システム（通称『ひかるくん・ひかりちゃん安心メール』）を「行方不明者情報」を受信設定している登録者へ配信し、より多くの目で見守ることにより発見活動に努める。</p>	警察本部	
			157 (31)	暴力団等からの保護対策【再掲】	<p>○暴力団等を被疑者とする事件の被害者及び被害関係者に対して、被害を未然に防止する為、関係機関との連携を図り、携帯型緊急通報装置の貸出し等を行った</p> <p>* R6年実績 ・保護対策実績：36件（前年から継続19件、新規17件）</p>	<p>○暴力団等からの危害の未然防止を図り、保護対象者の安全を確保するため、携帯型緊急通報装置の貸出しを行うほか、必要に応じて身辺警戒員による保護対策やパトロールを実施する</p>	警察本部
			158 (21) (85)	女性相談支援センターにおける相談及び一時保護	<p>○女性相談支援センターにおいて困難を抱える女性の相談対応を行った また困難な問題を抱える女性及び暴力被害者の一時保護を行った</p>	<p>○夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じる ○相談所内に設置される一時保護所で、困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を一時保護する</p>	福祉保健部
			159 (86)	女性自立支援施設「あかしゃ寮」における一時保護【再掲】	<p>○保護の対象となる困難な問題を抱える女性及び暴力被害者はいなかった</p>	<p>○困難な問題を抱える女性及び暴力被害者を保護し、その自立を支援する</p>	福祉保健部
			160 (54) (83)	DV被害者の支援体制の強化【再掲】	<p>○35機関からなる「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（代表者会議）」を開催し、情報共有を図った ○「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（実務者会議）」を開催し、役割分担の確認や事例検討を行い、ネットワーク強化を図った ○DV被害者等の一時保護委託を行った ○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助を行った</p>	<p>○支援調整会議（代表者、実務担当者）、研修の開催 ○DV被害者等の一時保護委託の実施 ○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助金を交付</p>	福祉保健部
161 (22) (82) (103)	ストーカー・DV被害者等に対する支援・保護対策【再掲】	<p>○加害者に対する精神医学・心理学的アプローチ（精神科医等からのアドバイス及びカウンセリング講座の受講）の実施 ○被害者に対する携帯用緊急通報装置（ココセコム）の貸出し ○被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担</p>	<p>○精神医療機関等と連携を図り、ストーカー加害者に対するアプローチを積極的に実施し、再犯の抑止を図る ○事案内容に応じて被害者等に携帯用緊急通報装置を貸出し、早期に被害者保護を図る ○行政機関、宿泊事業者と連携し、被害者等の避難措置を徹底する</p>	警察本部			

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管			
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画				
3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	9 安全の確保	162 (15) (84)	児童虐待に関する相談及び一時保護【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉司及び市町村要保護児童対策調整機関の担当者に対する研修を実施した ○国等の研修専門機関の専門的な研修に児童相談所職員を派遣した ○中央福祉相談センターに市町村支援専任児童福祉司やヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村等への支援を強化した ○児童相談所及び一時保護所の第三者評価を実施し、支援の質の向上を図った ○SNSを活用した相談体制を構築し、こどもや家庭からの相談に応じた ○システムにより、児童相談所で扱う児童情報及び一連の相談支援業務を一括管理・共有した ○国の「児童虐待防止対策総合強化プラン」に基づき、児童相談所の人員体制を拡充した ○一時保護施設等に意見表明支援員を派遣し、こどもの意見表明の機会を確保した 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村及び児童相談所職員への研修を実施する ○中央福祉相談センターに市町村支援専任児童福祉司やヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村等への支援を実施する ○児童相談所及び一時保護施設の第三者評価の実施により支援の質の向上を図る ○SNSを活用して、こどもや家庭からの相談に応じる ○システムにより、児童相談所で扱う児童情報及び一連の相談支援業務を一括管理・共有する ○一時保護施設等に意見表明支援員を派遣し、こどもの意見表明の機会を確保する 	福祉保健部			
				163 (51)	児童虐待事案における関係機関による連携【再掲】		<ul style="list-style-type: none"> ○新潟県要保護児童対策地域協議会（代表者会議、地区別会議、研修）において情報共有を行い、関係機関の資質向上を図った ○「児童虐待に係る情報共有に関する取り決め」に基づき、警察と児童相談所が相互に情報共有を行い、連絡会議を開催した ○警察と児童相談所の合同訓練を実施し、職員の対応能力の向上を図った ○11月の児童虐待防止推進月間にホームページ、スポーツイベント等にて周知を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟県要保護児童対策地域協議会の代表者会議、地区別会議、研修等を実施する ○「児童虐待に係る情報共有に関する取り決め」に基づき、警察との情報共有及び連絡会議を実施する ○警察と児童相談所の合同訓練を実施する ○11月の児童虐待防止推進月間に啓発活動を行う 	福祉保健部
							<ul style="list-style-type: none"> ○新潟県要保護児童対策地域協議会へ出席し、関係機関と情報共有 ○児童虐待情報共有取り決めに基づく連絡会へ出席し、関係機関と情報共有 ○児童相談所とともに児童虐待事案に関する合同訓練を実施 ○「児童虐待防止推進月間」への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との情報共有 ○児童相談所とともに児童虐待事案に関する合同訓練を実施する ○「児童虐待防止推進月間」への協力 	
				164 (16) (73) (144)	被害少年の保護対策【再掲】		<ul style="list-style-type: none"> ○被害少年に配慮した捜査活動や支援活動 ○職員の支援技術向上のための研修参加や資格取得 ○各学校やSNS等での犯罪被害防止広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害少年への支援及び支援に関する広報・啓発活動等を実施する 	警察本部
				165 (80) (127)	未成年後見人に関する支援制度の運用【再掲】		<ul style="list-style-type: none"> ○経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人への報酬助成を実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人への報酬助成を実施する 	福祉保健部
				166	子どもへの暴力的性犯罪の再犯防止に向けた取組		<ul style="list-style-type: none"> ○出所後の対象者が、再び子供対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止するため、定期的な所在確認及び面談を実施 ○面談の実施の際には、再犯防止に向けた助言・指導を行うとともに、信頼関係を醸成するよう努め、要望があれば、社会復帰に資する各種支援事業を行う機関・団体を紹介するなど必要な支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○出所後の対象者との定期的な所在確認及び面談を実施する ○面談時の再犯防止に向けた助言・指導のほか、社会復帰に向けた関係機関・団体の紹介など必要な支援を実施する ○転居時における該当都道府県警察及び管轄警察署への情報提供を実施し連携を図る 	警察本部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	9 安全の確保	167 (24) (52)	高齢者虐待防止に向けた取組【再掲】	<p>○虐待防止施策推進研修（地域振興局）：4圏域5回</p> <p>○虐待防止ネットワーク運営推進事業（地域振興局）：2圏域3回</p> <p>○養介護施設・事業所管理者等向けBPSD対応研修（県社会福祉士会に委託）：3回</p> <p>○高齢者権利擁護相談支援窓口の設置（県社会福祉士会に委託）</p> <p>* 検討会調整：5件、電話相談調整：1件、研修企画へのアドバイザー派遣：0回</p> <p>* 専門職チームの派遣：5回</p> <p>* 処遇困難事例検討会の開催：「虐待対応ゼミ」と称した事例検討会を3回実施</p> <p>* 市町村又は地域包括支援センターが実施する事例検討会の助言者として専門職チーム員を派遣</p>	<p>○虐待防止施策推進研修（地域振興局）</p> <p>○虐待防止ネットワーク運営推進事業（地域振興局）</p> <p>○養介護施設・事業所管理者等向けBPSD対応研修（県社会福祉士会に委託）3回</p> <p>○高齢者権利擁護相談支援窓口の設置（県社会福祉士会に委託）</p> <p>* 相談・調整窓口の設置</p> <p>* 専門職の派遣</p> <p>* 処遇困難事例検討会の開催</p>	福祉保健部
				<p>○新潟県社会福祉協議会に委託して、以下の事業を実施</p> <p>* 市町村職員等を対象とした研修会の実施</p> <p>・ 成年後見制度担当者研修会（R6.7.30）95名参加</p> <p>・ 市町村長申立推進研修会<基礎編>（R6.9.2）138名参加</p> <p>・ 市町村長申立推進研修会<応用編>（R6.9.3）44名参加</p> <p>・ 中核機関ネットワーク会議（R7.1.17）計43名参加</p> <p>・ 法人後見スタートアップ研修会（R6.11.15）45名参加</p> <p>・ 社会福祉法人による法人後見団体ネットワーク会議（R7.2.21）41名参加</p> <p>* 市町村への助言・支援（各市町村の状況把握や専門職団体との意向調整、アドバイザー派遣、訪問検討会等）</p> <p>・ 相談対応 86回</p> <p>県内自治体職員や社協職員などからの、中核機関の整備状況や市町村長申立ての進め方などに係る随時の相談に対応</p> <p>・ 訪問検討会 34回</p> <p>対象市町村（長岡市、上越市、三条市、十日町市、村上市、佐渡市、魚沼市、胎内市、津南町、弥彦村、関川村）に対し、中核機関の機能拡充や権利擁護人材の養成等の支援を実施</p> <p>・ 法人後見訪問検討会 6回</p> <p>対象市町村（長岡市、燕市、刈羽村、関川村）に対し、法人後見事業実施に向けた意見交換や助言等を実施</p> <p>* 専門職団体等との意見交換会の実施</p> <p>・ 2回（7月、3月）実施し、市町村における成年後見制度利用促進に向けた検討を行った</p> <p>これらの取組を通じて、市町村における成年後見制度の必要性等について認識が深まり、計画策定や中核機関の設置が進んだ市町村もでてきたが、まだ取組が遅れている市町村もある</p>	<p>○新潟県社会福祉協議会に委託して、以下の事業を実施</p> <p>* 市町村職員等を対象とした研修会の実施</p> <p>・ 成年後見制度担当者研修会（7月9日開催予定）</p> <p>・ 市町村長申立てに関する研修会<基礎編>（8月26日開催予定）</p> <p>・ 市町村長申立てに関する研修会<応用編>（8月29日開催予定）</p> <p>・ 中核機関ネットワーク会議（12月頃開催予定）</p> <p>・ 法人後見スタートアップ研修会（10月21日開催予定）</p> <p>・ 法人後見団体ネットワーク会議（2月頃開催予定）</p> <p>* 専門的支援アドバイザー・体制整備支援アドバイザーの配置及び相談窓口の設置</p> <p>・ 県内4か所程度の市町村に訪問し、市町村担当者や専門職団体との意見交換等を実施</p> <p>・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画のKPIである「担い手の確保・育成等の推進」を図るための検討会を実施</p> <p>* 専門職団体等との意見交換会の実施</p> <p>・ 2回程度実施予定</p>	
		168 (25) (53)	障害者虐待防止に向けた取組【再掲】	<p>○障害者権利擁護センターを設置し、使用者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待に関する相談に対応、市町村及び関係機関との連絡調整、情報提供、その他必要な援助を実施</p> <p>○新潟県障害者虐待防止・権利擁護研修を実施（障害福祉施設従事者等、市町村担当職員の対象者別に研修を実施）</p> <p>○新潟県自立支援協議会権利擁護部会の実施（10/18）</p> <p>○障害者虐待防止対策支援専門委員の派遣</p> <p>* R6実績：10件</p>	<p>○障害者権利擁護センターの運営</p> <p>○障害者虐待防止・権利擁護研修の実施</p> <p>○新潟県自立支援協議会権利擁護部会の実施</p> <p>○障害者虐待防止対策支援専門委員の派遣</p>	福祉保健部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管	
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画		
4 理解増進・気運醸成への取組	10 県民等の理解の増進	169 (63)	理解促進に向けた広報啓発の実施【再掲】	<p>○犯罪被害者等の現状や、被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動についての周知等を図るため、民間企業と連携した広報・啓発、県HP等での情報発信に加え、被害者支援を考える月間（11月）において、県民理解の促進に向けた活動に取り組んだ</p> <p>* R6実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援フォーラムの開催 ・新潟県巡回パネル展の開催（5市町村） ・横断幕・懸垂幕・ポスター掲示 ・県立図書館でのPR図書展示 等 	<p>○被害者支援を考える月間（11月）において、犯罪被害者支援フォーラム及び新潟県縦断巡回パネル展等を開催し、集中的な広報啓発活動を実施するとともに、民間企業と連携した取組を推進する</p>	総務部	
				<p>○あらゆる警察活動を通じて県民が被害者支援の理解を深めるための広報活動に努めたほか、県警における11月の広報重点を「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」に定めて重点的に広報活動を行った</p> <p>* 主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援フォーラム（R6.11.30） ・イオンモール新潟南における街頭広報（R6.7.16～7.24） ・県警ホームページ、SNS、ラジオスポットを活用した広報 	<p>○あらゆる警察活動を通じて被害者支援を周知するための活動に努めるほか、11月を被害者支援広報の強化月間として重点的に広報活動を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イオンモール新潟南における街頭広報（R7.7.22～R7.7.31） ・犯罪被害者支援フォーラムの開催（R7.11.22） 	警察本部	
			170	個人情報の保護に配慮した情報提供	<p>○新潟県警察情報配信システム「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」（以下「安心メール」という。）により、県民に対する事件の手配・不審者事案・防犯対策等の情報提供を行い、犯罪被害防止広報及び注意喚起を図った</p>	<p>○「安心メール」により、県民に対する犯罪発生状況及び防犯対策等のタイムリーな情報提供を行い、県民の防犯意識の高揚及び注意喚起を図る</p>	警察本部
			171 (155)	適切な報道発表【再掲】	<p>○報道発表については、関係者の名誉や権利、プライバシーの保護、捜査に及ぼす影響、公表することによって得られる公益性の度合いなどについて、個別の案件ごとに総合的に検討し、組織として判断した</p>	<p>○犯罪被害者等の個人情報に関する報道については、個別具体的な案件ごとに、被害者等の人権や安全に配慮した適切な報道発表に努める</p>	警察本部
			172	命の大切さを学ぶ教室の開催	<p>○県内の中学、高校、地域団体において遺族講演等による教室を開催し、命の大切さや被害者支援の重要性に関する意識の醸成を図った。</p> <p>* R6実績：中学4校、高校5校、地域団体2団体</p>	<p>○開催内容や開催方法等、開催する学校や地域団体の要望を踏まえて効果的な教室の開催を行う。</p> <p>○県警他課が開催する各種教室との合同開催による、開催機会の拡大を図る。</p>	総務部 警察本部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
4 理解増進・気運醸成への取組	10 県民等の理解の増進	173	被害者支援学生ボランティアとの広報活動等の実施	<p>○大学生・大学院生を対象とした被害者支援に関する研修会を1回実施した *11月17日7人参加</p> <p>○「犯罪被害者支援フォーラム2024inいがた」の開催に際し、3人の大学生が受付や表彰式の誘導等を行った</p>	○学生を対象とした広報啓発活動を実施し、学生らの意識向上を促す	総務部 警察本部
		174	学校における犯罪被害者等支援に関する教育	<p>【義務教育課・高等学校教育課】</p> <p>○教職員対象の各種研修会において、犯罪被害者の人権に対する正しい理解が求められることから、受講対象者の立場や経験に応じた研修を実施した *初任者研修 *教職6年次研修、中堅教諭等資質向上研修</p> <p>*人権教育、同和教育担当者会議 *人権教育、同和教育指導者研修会</p> <p>○人権教育強調週間（12月4日～10日）での学習の呼びかけ *県が掲げる個別の人権課題の1つとして、同期間で学習するように周知</p> <p>【生徒指導課】</p> <p>○性犯罪・性暴力に関する啓発や支援に関する情報提供に努めた *性暴力等の被害者支援のためのオンライン研修会 *性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター</p>	○犯罪被害者支援等に関する動向を注視し、最新の情報が研修内容に反映されるよう努める	教育庁
		175	交通事故の実態等の周知による県民理解の増進	○R5・R6年中の交通事故統計資料や死亡事故発生マップ等をホームページ上に掲載し、交通事故の発生実態やその悲惨さの周知を図った	○交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表し、交通事故の実態やその悲惨さを周知し、犯罪被害者等支援に関する理解の増進を図る	警察本部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
4 理解増進・気運醸成への取組	10 県民等の理解の増進	176 (26) (49) (56) (71) (120) (132)	性暴力・性犯罪被害者への支援【再掲】	<p>○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により「性暴力被害者支援センターにいがた」を運営</p> <p>○性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や支援業務、警察等への付添い支援を実施(電話相談750件、面接相談38件、直接支援99件)</p> <p>○相談員の育成等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続研修(年12回延べ250人受講)、直接支援研修(年6回延べ140人受講) <p>○専用電話「#8891(はやくワンストップ)」24時間365日の相談体制により対応</p> <p>○相談窓口の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援カードの作成・配付(小・中校生)、LINE広告による性被害防止広報(高校生世代向け) ・新聞掲載、ラジオ広報、バス車内放送 ・SNSを活用した広告広報 ・「被害者支援を考える月間」でのパネル展示、リーフレット配付 	<p>○「(公社)にいがた被害者支援センター」への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、「性暴力被害者支援センターにいがた」を開設し、相談業務や支援業務、警察等への付添い、相談員の育成等を行うとともに、相談窓口の広報を実施する</p>	総務部
		177 (54) (81) (154)	DV被害者の支援体制の強化【再掲】	<p>○35機関からなる「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議(代表者会議)」を開催し、情報共有を図った</p> <p>○「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議(実務者会議)」を開催し、役割分担の確認や事例検討を行い、ネットワーク強化を図った</p> <p>○DV被害者等の一時保護委託を行った</p> <p>○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助を行った</p>	<p>○支援調整会議(代表者、実務担当者)、研修の開催</p> <p>○DV被害者等の一時保護委託の実施</p> <p>○市町村が行う民間シェルター機能の強化を図る取組に対し、補助金を交付</p>	福祉保健部
		178	DV予防に向けた啓発の強化	<p>○県内中学校、高等学校においてDV予防セミナーを実施した</p> <p>○民間団体に委託しデートDV予防に関するDVDを制作した</p>	○民間団体に委託し、県内の学校等においてデートDV予防教育を実施する	福祉保健部
	11 被害者支援を考える月間	179	巡回パネル展の実施	<p>○県内5市町村で「新潟県縦断巡回パネル展」を開催し、来場者から被害者に寄り添うメッセージをいただくなど、県民が理解を深めるきっかけをつくることができた</p> <p>*R6実績：新潟市、阿賀町、弥彦村、南魚沼市、津南町</p>	○被害者支援を考える月間(11月)において、県内市町村で「新潟県縦断巡回パネル展」を開催する	総務部
		180	地域で開催される各種イベントや行事等での周知	○各警察署単位のあらゆる活動の場において、広報用チラシや広報用ポケットティッシュを配付するなどして被害者支援活動の理解と周知に努めた	○各警察署の活動計画に基づき、あらゆる警察活動の場において被害者支援活動の理解と周知に努める	警察本部
		181	被害者支援フォーラムの開催	<p>○「犯罪被害者支援フォーラム」を開催し、子どもを性犯罪から守るために何が重要かということで、加害者を知る、考え方を学ぶことが大切だと学んだ等の感想が寄せられるなど、被害者支援の理解促進を図ることができた</p> <p>*R6実績：11/30(土)新潟市江南区文化会館において、知事表彰式、手記朗読、基調講演、県警音楽隊ミニコンサートを実施</p>	○県、県警、にいがた被害者支援センターによる共催で、11月に「犯罪被害者支援フォーラム」を開催する	総務部 警察本部

施策の柱	基本的施策	具体的施策	施策名	実施状況等		所管
				令和6年度 実施状況	令和7年度 実施計画	
4 理解増進・気運醸成への取組	11 被害者支援を考える月間	182	被害者支援講演会の開催	○被害者支援に携わる機関での研修会や中高校生を対象とした被害者支援の広報啓発活動に尽力されている被害者遺族を講師とし、被害後の心理状況や裁判の辛さ、メディア等による二次的被害、被害者支援の大切さについて講演会を実施した	○県被害者支援連絡協議会定期総会の開催後に部外講師を招いて被害者支援講演会を開催予定	警察本部 総務部
		183	県被害者支援連絡協議会定期総会の開催	* 開催実績 ・開催日 R6.10.31 ・研修会において「犯罪被害者支援の一層の推進について」として地方における途切れない支援の提供体制の強化について解説した	○R7.10.30に開催し、相互の情報共有と連携を図る	警察本部
		184	時期が重なる同種事業と連携した周知・啓発の実施	○庁内関係課等との連携・協力について検討・調整を行った	○より広く、さまざまな機会を捉え県民に周知するため、庁内関係課、関係団体等と連携・協力した周知・啓発に努める	総務部
	12 表彰	185	支援功労者の表彰	○市町村・関係団体等から表彰候補者の推薦を受け、表彰者を決定、犯罪被害者支援フォーラムにて、表彰式を実施した ○尽力された方々の功績を紹介するなど、支援従事者等の更なる意識高揚を図ることができた * R6表彰者：個人2名、団体1団体	○市町村・関係団体等から表彰候補者の推薦を受け、表彰者を決定、犯罪被害者支援フォーラムにおいて、表彰式を実施する	総務部

新潟県犯罪被害者等支援条例（令和2年12月25日新潟県条例第48号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる誹（ひ）誹謗（ぼう）謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。）の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り、二次的被害及び再被害を防止し、並びに犯罪被害者等への県民及び事業者の理解を深める取組をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報への取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第8条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 県は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 県は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 県は、犯罪被害者等が、関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、連携の強化、情報の共有等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、関係機関等と協力し、当該事案に対応するための体制を整え、緊急に必要な支援を実施するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第12条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

第 15 条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 16 条 県は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 17 条 県は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟県営住宅条例（昭和 35 年新潟県条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 19 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第 20 条 県は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 21 条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 22 条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害者支援を考える月間)

第 23 条 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等への関心及び理解を深めるため、被害者支援を考える月間を設ける。

2 被害者支援を考える月間は、11 月 1 日から同月 30 日までとする。

(表彰)

第 24 条 知事は、犯罪被害者等支援について特に顕著な功績があったと認められるもので他の模範になると認められるものを表彰することができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議設置要綱

令和3年6月14日 制定

1 趣旨

犯罪被害者等支援に資する施策及び取組状況の報告や情報共有を図るほか、連携した取組を行うなど、庁内における連携・協力を一層強化し、犯罪被害者等支援の施策を推進するため、「新潟県犯罪被害者等支援庁内推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置する。

2 構成

- (1) 推進会議の構成員は、別表のとおりとする。
- (2) 議長は、総務部県民生活課長とする。
- (3) 副議長は、警察本部警務部警務課長とする。

3 会議

- (1) 推進会議は、議長が必要の都度招集する。
- (2) 議長は、必要があるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
- (3) 推進会議で協議する事項は、次のとおりとする。

ア 犯罪被害者等支援に資する施策の取組に関する事項

イ その他犯罪被害者等支援に関する事項

4 事務局

推進会議の事務局は、総務部県民生活課に置く。

5 雑則

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運用に関し、必要な事項は議長が定める。

6 設置

令和3年6月14日から設置する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。

別表

部局	構成員	部局	構成員
知事政策局	政策企画課長	県警本部	教養課長
総務部	県民生活課長（議長）		広報広聴課長
	大学・私学振興課長		警務課長（副議長）
	税務課長		生活安全企画課長
福祉保健部	福祉保健総務課長		人身安全対策課長
	地域医療政策課長		少年課長
	高齢福祉保健課長		地域課長
	健康づくり支援課長		通信指令課長
	障害福祉課長		刑事総務課長
	こども家庭課長		交通指導課長
産業労働部	しごと定住促進課長		捜査第一課長
	雇用能力開発課長		組織犯罪対策課長
土木部	都市局都市政策課長		交通企画課長
	都市局建築住宅課長		
教育庁	財務課長		
	義務教育課長		
	高等学校教育課長		
	生徒指導課長		